

平成 19 年度
商標出願動向調査報告書

- マクロ調査 -
(要約版)

< 目次 >

第 1 章	調査の概要.....	1
第 2 章	調査対象国・地域・機関の商標出願・公告・登録動向.....	3
第 3 章	商標制度と商標出願動向.....	22
第 4 章	経済・産業状況と商標出願動向.....	23
第 5 章	グローバル企業の商標出願動向.....	28
第 6 章	総合分析.....	29

平成 20 年 2 月

特 許 庁

問い合わせ先

特許庁総務部企画調査課 技術動向班

電話：03 - 3581 - 1101 (内線 2165)

第1章 調査の概要

第1節 調査の目的

2007年5月にとりまとめられた「知的財産推進計画2007」では我が国が「知的財産立国」を実践し、産業の国際競争力を向上させるためには、企業は、競争力の源泉たる人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の「知的資産」の活用を重視した経営（知的資産経営）に取り組むことが重要であるとされている。

そして、企業においては、企業活動のグローバル化に伴い、日本国内だけでなく、世界規模での商標出願動向をも視野に入れ、ブランド戦略を策定していく必要がある。

そこで主要な国・機関の商標出願動向を調査し、分析を行う。さらに、それらの国・機関における経済・産業情報を収集し調査・分析を行うことによって、各国・機関における経済・産業情報の進展状況・方向性等を分析し、さらに商標出願動向との関連を分析することとした。

これらの状況を把握することは、特許庁における制度の見直し、施策の企画立案のための基礎資料を整備する上で必要とされる。また、企業活動等においても、商標出願戦略、ブランド戦略の策定を支援するための有益な情報となり得るものである。

第2節 調査の分析方法

1. 調査対象

日本、米国、欧州共同体商標意匠庁（以下「OHIM」という。）、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スイス、韓国、中国、インド、インドネシア、タイ、台湾、ブラジル、ベトナム、香港、マレーシア、ロシアにおける2002年から2006年までの商標登録出願、公告、登録又はマドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願等の商標出願動向を調査し、特徴を分析する。

また、これらの国等の商標出願動向に影響を与えていると考えられる商標制度及び経済・産業の状況のほか、これらの国でグローバルな展開を行っていると思われる企業の商標出願動向等についても調査する。

2. 使用データベース・文献

日本、米国、OHIM、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スイス、韓国、中国への直接出願に基づく件数及び登録に基づく件数及びマドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願等に基づく件数については、ThomsonCompuMarkの提供する先進31カ国・機関の商標データベースであるTrademarkScanを用いた。インド、インドネシア、タイ、台湾、ブラジル、ベトナム、香港、マレーシア、ロシア、中国への出願に基づく件数は各知的財産官庁のホームページから入手した。

フランス、スイス、インド、インドネシア、タイ、台湾、ブラジル、ベトナム、香港、マレーシア、ロシアの公告に基づく件数については、ThomsonCompuMarkの提供する世界200以上の国・地域・機関の公告データベースであるISSを用いた。

上記のほか、『平成 18 年度商標出願動向調査 - マクロ調査 - 』（特許庁）を一部利用した。また、各国等の商標制度の整理、経済・産業状況の調査は、文献、インターネット等を通じて行った。

3 . 留意点

- ・本報告書では、出願件数・公告件数とは出願番号に対応する 1 出願を 1 件とカウントし、登録件数とは登録番号に対応する 1 登録を 1 件とカウントする。また、出願区分数・公告区分数・登録区分数とは、国際分類数に対応する 1 区分を 1 件とカウントする。
- ・出願先国を国・地域名で表す際には、調査対象国・地域の知的財産官庁への出願を示す。この場合、「直接出願」とは、国・機関・地域の知的財産官庁に直接出願されたものをいい、次の「国際登録出願」及び「CTM 出願」を含まないものとする。
- ・「国際登録出願」とは、1891 年 4 月に制定された標章の国際登録に関するマドリッド協定又は同協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書に基づく標章の国際登録出願のことをいう。なお、国際登録には「事後指定¹」の制度があるため、国際登録を行った商標であっても事後的に加盟国において商品・役務の追加、国の追加を行っている場合には、別の国際登録出願として扱っている。調査対象国・地域・機関のうち、加盟国は、日本、米国、欧州共同体（European Union、以下「EU」という。）イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スイス、韓国、中国、ベトナム、ロシアである。米国、韓国は 2003 年、EU は 2004 年、ベトナムは 2006 年に加盟している。
- ・「CTM」とは、一つの出願で EU 加盟国全てにおける商標の保護が可能な欧州共同体商標（Community Trade Mark）のことをいい、「CTM 出願」とは OHIM への CTM の出願をいう。
- ・「日米欧中韓」とは、日本、米国、欧州 5 カ国・1 機関（イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スイス、OHIM）、中国、韓国とする。
- ・「BRICs」とは、ブラジル、ロシア、インド、中国を示す。
- ・「出願人国籍」とは、出願人、登録名義人の国籍を示す。出願人国籍が「欧州」とは、出願人の国籍が EU 加盟国の 27 カ国である場合とし、出願人国籍が「その他欧州」とは本調査対象国であるイギリス、ドイツ、フランス、イタリア以外の EU 加盟国の 23 カ国とする。
- ・「他国」とは、自国以外の調査対象国・機関・地域とする。
- ・「産業分野」とは、特許庁における商標審査室の主担当分野である化学、食品、機械、繊維、雑貨、役務の 6 分野をいう。各分野に対するニース国際分類の区分は、化学が「1～5 類」、機械が「6～13、19 類」、繊維が「14、18、22～26 類」、雑貨が「15～17、20、21、27、28、34 類」、食品が「29～33 類」、役務が「35～45 類」とする。
- ・本調査は、2007 年 9 月に抽出したデータに基づくものである。

¹ 先に行った国際登録出願の時点で、指定しなかった国や商品・役務を後から追加指定できる制度

第2章 調査対象国・地域・機関の商標出願・公告・登録動向

第1節 全体動向

1. 調査対象国・地域・機関への商標出願・公告・登録の状況

(1) 日米欧中韓への商標出願の状況

2002年から2006年までの日本、米国、イギリス、ドイツ、フランス、スイス、イタリア、中国、韓国への出願された商標出願件数を表1-1に、推移を図1-1に、商標出願区分数を表1-2に、推移を図1-2に示す。この商標出願件数・区分数は、各国・機関への直接出願件数・区分数に各国を指定した国際登録出願の件数・区分数を加えたものである。これら国・機関の中で一出願一区分制をとっているのは中国のみである。

2002年から2006年までの日米欧中韓への出願件数、出願区分共に2002年から2006年への増加率は約1.5倍で全体として増加の傾向にある。また、出願件数、出願区分共に中国が最も多く、次いで米国が多いが、中国に比べると緩やかな増加傾向にある。中国、米国以外の国は、全体的に緩やかな増加傾向にある。

表1-1 日米欧中韓への商標出願件数

	2002	2003	2004	2005	2006
日本	116,921	123,328	128,942	133,690	132,975
米国	218,261	231,034	263,375	275,484	287,558
イギリス	36,233	35,425	36,937	37,009	39,972
ドイツ	65,995	70,291	74,866	78,703	78,925
フランス	70,947	71,090	74,960	74,861	76,444
スイス	21,697	22,532	25,242	26,206	27,585
イタリア	54,311	54,530	57,788	58,300	58,213
韓国	91,175	93,542	97,742	101,768	109,031
中国	376,095	460,522	599,288	675,038	761,980
CTM	44,401	56,876	57,810	57,437	65,374
合計	1,051,635	1,162,294	1,359,140	1,461,059	1,572,683

表1-2 日米欧中韓への商標出願区分数

	2002	2003	2004	2005	2006
日本	188,810	198,100	214,303	223,177	227,357
米国	275,518	291,883	347,355	376,778	405,141
イギリス	81,296	79,804	81,862	81,620	92,098
ドイツ	196,550	208,720	230,574	240,749	244,300
フランス	204,518	203,678	221,038	221,635	228,288
スイス	60,185	60,606	66,499	69,592	75,375
イタリア	116,391	119,945	125,070	126,826	128,909
韓国	114,976	123,258	132,292	135,172	148,377
中国	376,095	460,522	599,288	675,038	761,980
CTM	118,178	152,048	153,645	157,332	183,127
合計	1,614,339	1,746,516	2,018,281	2,150,587	2,311,825

図1-1 日米欧中韓への商標出願件数の推移

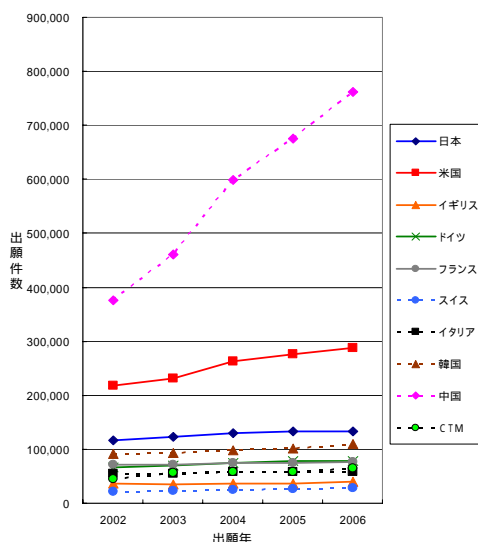
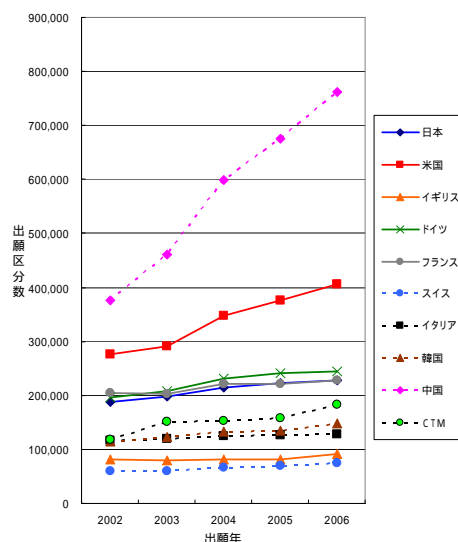


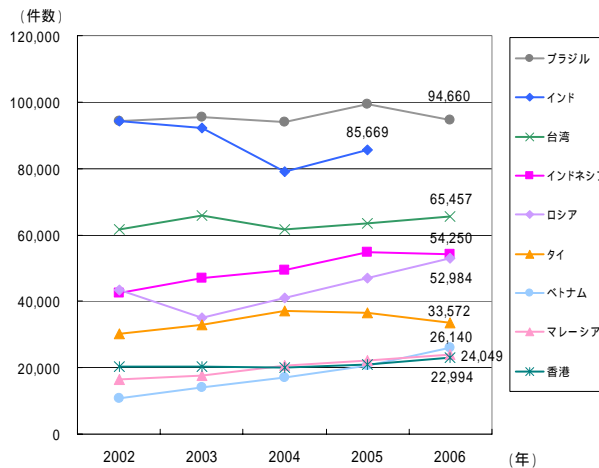
図1-2 日米欧中韓への商標出願区分数の推移



(2) 中国以外の BRICs 及びアジア諸国への商標出願の状況

2002 年から 2006 年までのインド、インドネシア、タイ、台湾、ブラジル、ベトナム、香港、マレーシア、ロシアの出願件数の推移を図 1-3 に示す。ベトナム、ロシアの出願件数には国際登録出願件数を含む。出願件数が最も多いのは、ブラジルである。2004 年と 2006 年に若干減少しているが、全体として増加傾向にある。次に多いのはインドであるが、2002 年から 2004 年までの出願件数は減少傾向にあったが、2005 年に増加している。タイは、2002 年から 2004 年までは増加傾向にあり、2005 年、2006 年と出願件数が減少している。他の国については、出願件数が減少している年もあるが、全体的に緩やかな増加傾向にある。

図 1-3 中国以外の BRICs 及びアジア諸国の出願件数の推移



インドは年度（各年の 4 月から翌年 3 月まで）のデータ

(3) 日米欧中韓への出願先別の商標出願の状況

2006 年に日本、米国、欧州、中国、韓国へ出願された出願件数の出願先国・機関別割合を図 1-4 に、出願区分数の出願先国・機関別割合を図 1-5 に示す。

出願件数の割合では、割合の高い順に、中国 48%、米国 18%であるが、中国は一出願一区分制を採用しているため、出願区分数の割合では、中国は 31%であり、米国は 16%であった。日本は出願件数の割合では第 3 位（8%）だが、出願区分数の割合では、中国、米国、ドイツ（11%）に次いで、フランスと同率（10%）で第 4 位であった。

図 1-4 2006 年の日米欧中韓への商標出願件数の出願先割合

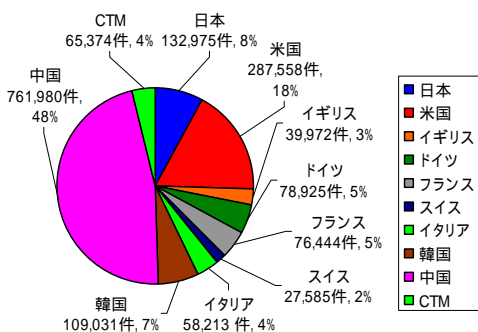
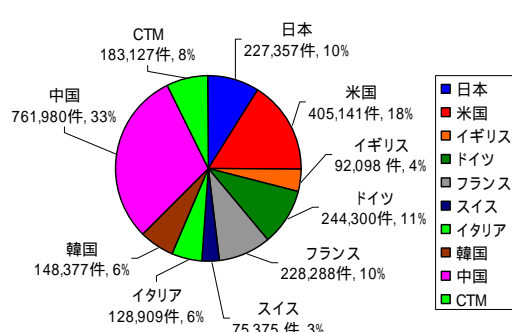


図 1-5 2006 年の日米欧中韓への商標出願区分数の出願先割合

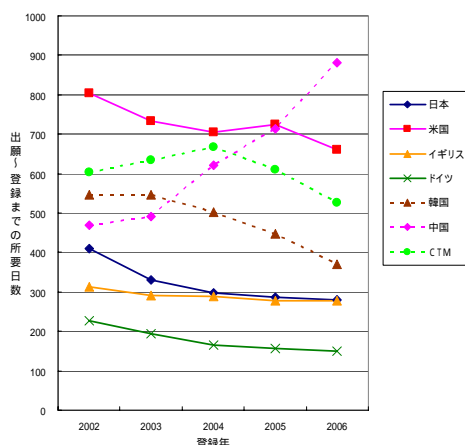


(4) 主要国・機関における商標出願から登録までの所要日数

2002年から2006年までの日本、米国、イギリス、ドイツ、韓国、中国、CTMにおける商標出願から登録までの所要日数の推移を図1-6に示す。

米国、ドイツ、韓国、日本、イギリスの商標出願から登録までの所要日数は2002年以降減少し続けている。CTM出願の登録までの所要日数は2002年から2004年までは長期化しているものの、その後減少し続けている。他方、中国においては、ここ数年、商標出願件数の急激な増加が続いており、これに伴い商標出願から登録までの所要日数も急激に長期化し続けており、900日に迫る勢いで長期化している。

図 1-6 出願から登録までの所要日数推移



2. 出願人国籍別の商標出願・公告の状況

(1) 出願人国籍別の商標出願・公告区分数

2006年の調査対象国・地域における出願人国籍別の商標出願・公告区分数の状況を図1-7に示す。中国における出願については、2005年の日本、米国、欧州諸国、中国、韓国を出願人国籍とする出願件数・区分数のみである。

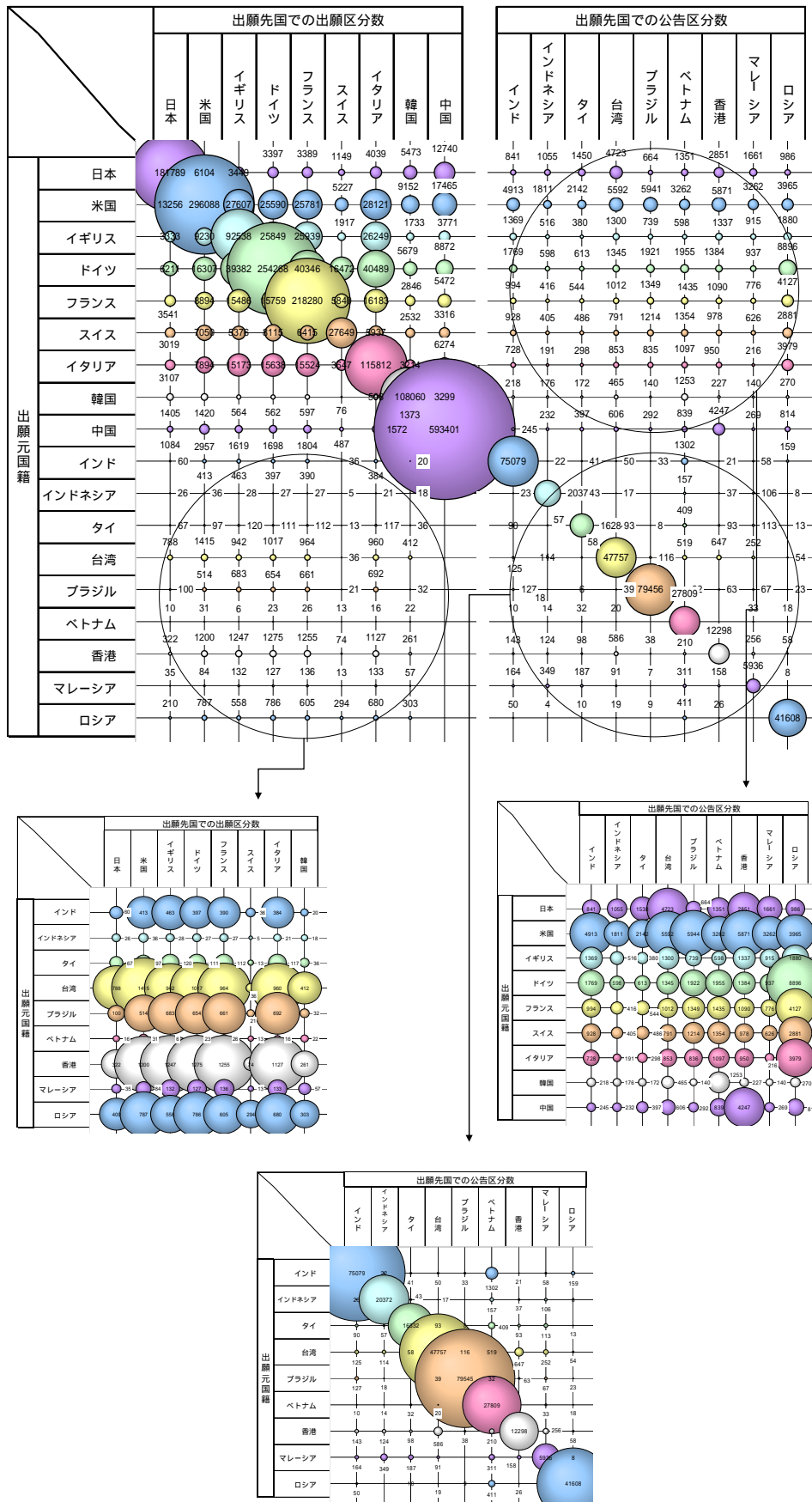
日本、米国から中国への出願件数・区分数が目立って多く、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、米国の間では、他の国への出願・公告区分数が比較的多くなっており、相互に出願し合っている傾向にある。

日本からは、中国、米国、韓国への出願が多いほか、地理的に近いその他のアジア諸国へも出願している傾向にある。

米国からは、欧州諸国のほか、地理的に近いブラジルを含む BRICs 及びその他のアジア諸国へグローバルに出願されている。欧州諸国からも米国、欧州内への出願が多いほか、BRICs へ比較的多くの出願をしている。中国からは香港、米国への出願が比較的多い。

出願人国籍別の商標出願・公告区分数の状況から、地理的、文化的に密接に関連する国々での相互出願が行われていることがわかる。

図 1-7 調査対象国・地域における出願人国籍別の商標出願・公告区分数の状況(2006年)



中国における出願については、2005年の日米欧中韓を出願人国籍とする出願区分数のみである。

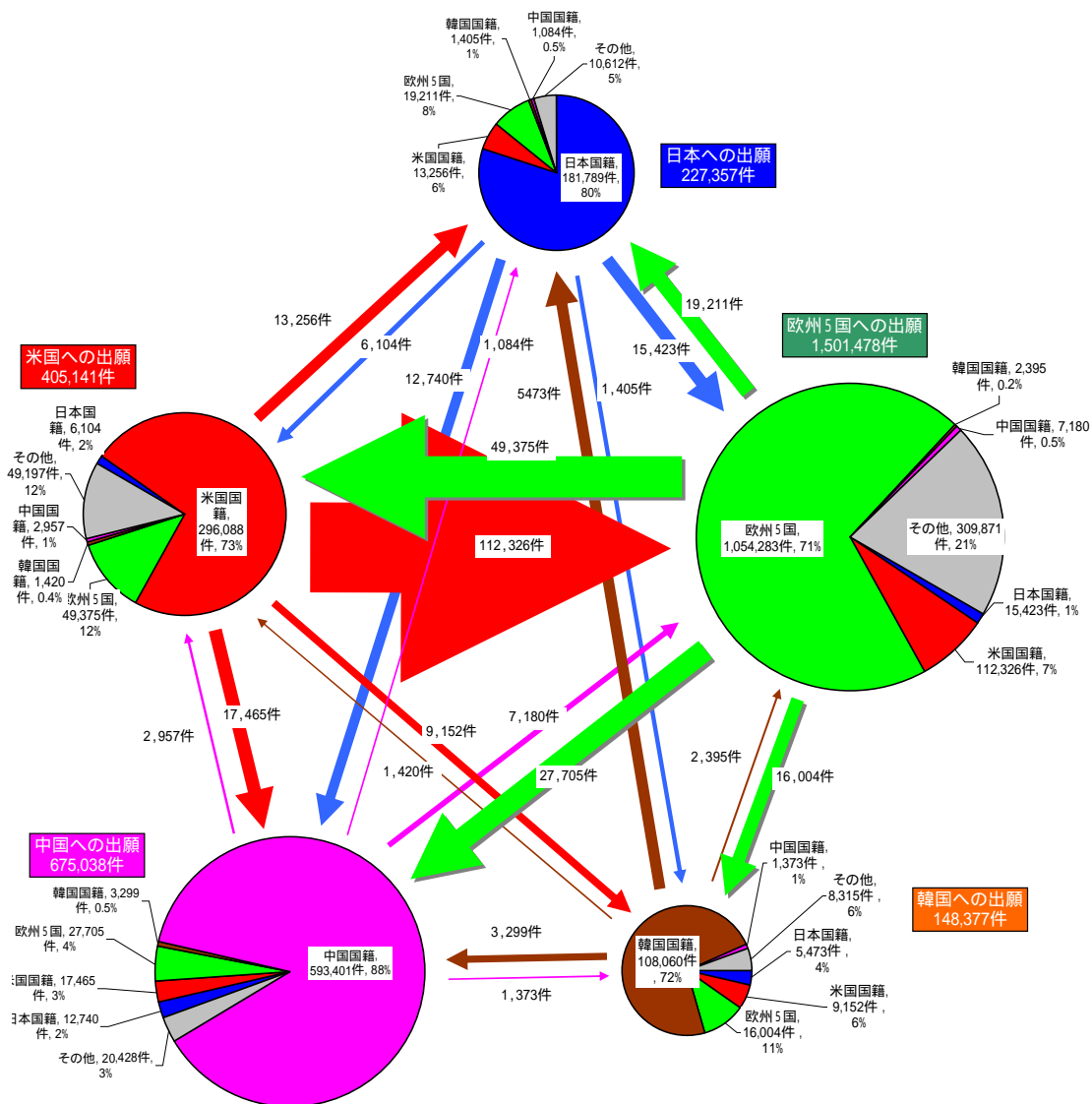
(2) 日米欧中韓間の出願人国籍別の商標出願の状況

2006年の日本、米国、欧州、中国、韓国における出願人国籍別の出願区分数の状況を図1-8に示す。ただし、中国への出願については、2005年データを使用している。

この商標出願区分数は、各国への直接出願区分数に各国を指定する国際登録出願の区分数を加えたものであるが、欧州はイギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スイスの直接出願区分数と国際登録出願区分数の合計に、EU加盟国ごとにCTM出願区分数を加算している。

日米欧中韓間の出願人国籍別の出願区分数では、米国から欧州への出願区分数は米国から欧州への出願件数の約2倍と非常に多く、次いで欧州から米国への出願区分数が多い。また、すべての国において自国籍の割合が最も多い。日本、米国、中国、韓国は、自国籍の割合が80%を越えていたのに比べて、欧州では、自国籍の割合が約70%程度と他国と比べて低い。

図1-8 日米欧中韓間の出願人国籍別の出願区分数の状況(2006年)



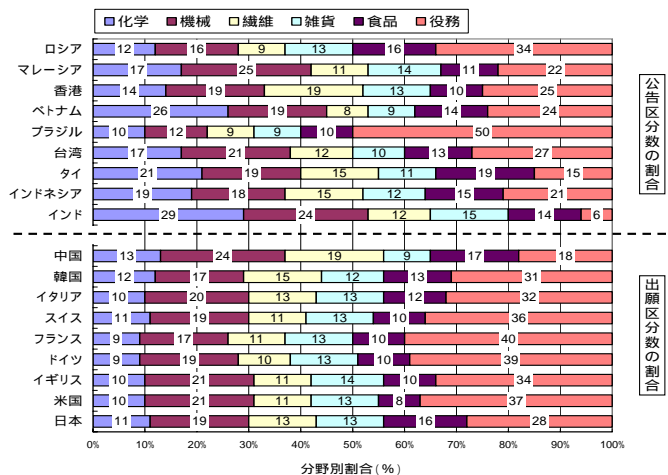
3. 産業分野別の商標出願状況

(1) 産業分野別出願・公告区分割合

2002年から2006年までの調査対象国・地域・機関における産業分野別の出願・公告区分割合を図1-9に示す。調査対象国・地域で一出願一区分制を採用する国は、中国、タイ、ブラジル、マレーシアである。出願・公告区分数には、各国を指定する国際登録出願の区分数、欧州各国のうちEU加盟国にはCTM出願区分数を含んでいる。

全般的に役務分野の出願傾向が大きく機械分野が続いている。これは役務分野における一出願あたりの平均区分数が他分野に比べて多いことを示している。ブラジルは役務分野の公告区分割合が全体の50%を占め、他国と比べて特に大きい。欧米諸国は、分野別出願傾向が似ており、役務分野、機械分野、雑貨分野の順になっている。ロシア、イタリア、スイス、フランス、ドイツ、イギリス、米国は、役務分野と機械分野の合計が50%以上を占めている。中国と香港も分野別出願傾向が似ており、比較的機械分野、繊維分野、役務分野の割合が大きい。また、インドは、化学分野と機械分野の合計で50%以上を占めている。

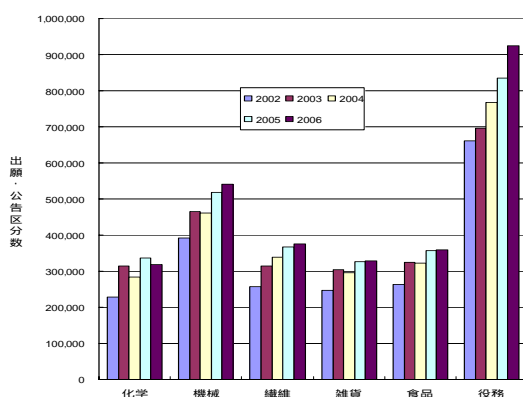
図 1-9 調査対象国・地域の分野別出願・公告区分割合



(2) 産業分野別の全体の出願・公告状況の推移

2002年から2006年までの調査対象国・地域・機関全体における産業分野別の出願・公告区分数推移を図1-10に示す。出願・公告区分数にはWIPOへの国際登録出願区分数の総数を含む。2006年における役務分野の出願・公告区分数は923,931件で最も多く、全体の32%を占めている。次いで機械分野の541,353件で全体の19%を占めている。2002年対比2006年の平均増加率は1.39倍で全体的に増加傾向にある。特に繊維分野の増加率は1.47倍と最も高い。

図 1-10 産業分野全体の出願・公告区分数推移



第2節 調査対象国・地域別の商標出願・公告の状況

1. 日本

2002年から2006年までの日本における他国からの出願状況及び他国比率（全体の出願・公告区分数に対する他国籍出願・公告区分数の割合。以下同じ。）推移を図2-1に、日本への出願人国籍別出願区分数の割合を図2-2に、日本から他国への出願ルート（出願・公告区分数）を図2-3に示す。

日本への出願区分数は、他国籍に比べて自国籍がかなり多い。他国籍がほぼ同率で増加しているのに対し、自国籍は2006年に若干減少している。出願区分数全体の83%を自国籍の出願区分数が占めており、次いで欧州国籍の9%となっている。他国への出願ルートに関しては、ロシアとスイスへは国際登録出願が比較的多い。欧州へはCTM出願を利用することが多い。

図2-1 日本における自国・他国の出願区分数と割合

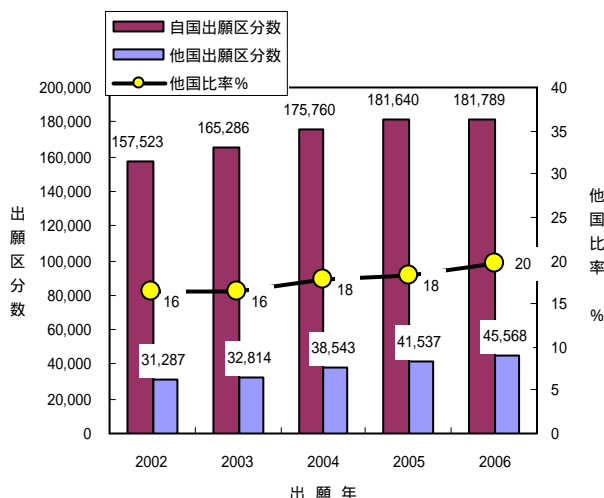


図2-2 日本への出願人国籍別出願区分数の割合

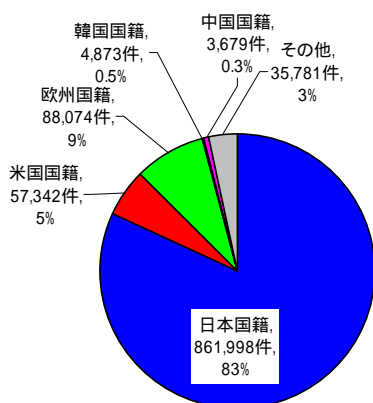
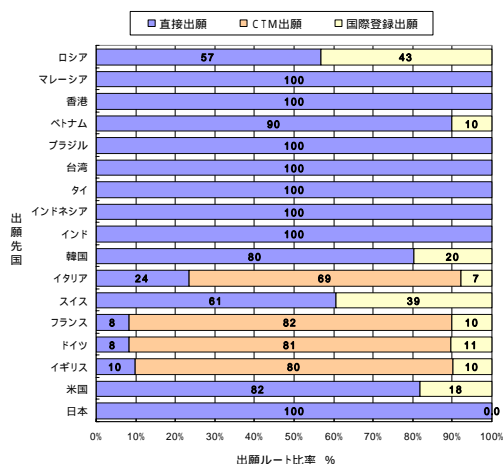


図2-3 日本から他国への出願ルート（2006年出願・公告区分数）

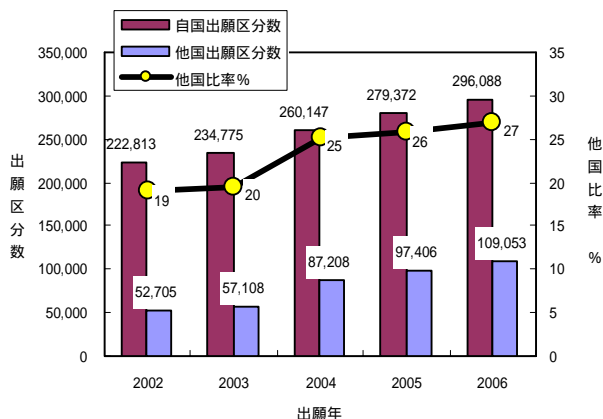


2. 米国

2002年から2006年までの米国における他国からの出願状況及び他国比率を図2-4に、米国への出願人国籍別出願区分数の割合を図2-5に、米国から他国への出願ルート（出願・公告区分数）を図2-6に示す。

米国への出願区分数は他国籍に比べて自国籍がかなり多い。自国籍、他国籍共に年々増加している。2004年に他国割合が急激に伸びているのは、米国のマドリッド協定議定書への加盟時期と合致する。出願区分数全体の76%を自

図2-4 米国における自国・他国の出願区分数と割合



国籍が占めている。次いで、欧州国籍が 12%となっている。他国への出願ルートに関しては、CTM 出願の利用は多いが、欧州への国際登録出願の利用は少ない。ロシア、韓国、スイス、日本への国際登録出願は比較的多いが、広く利用されているとは言い難い。

図 2-5 米国への出願人国籍別出願区分数の割合

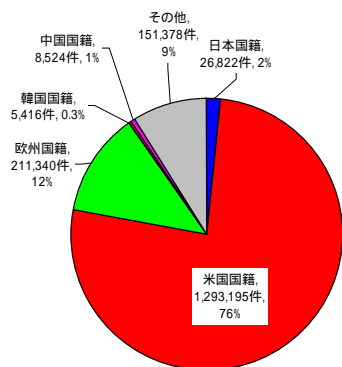
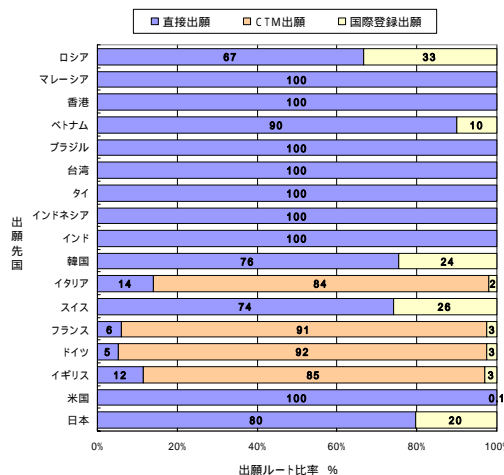


図 2-6 米国から他国への出願ルート (2006 年出願・公告区分数)



3. イギリス

2002 年から 2006 年までのイギリスにおける他国からの出願状況及び他国比率を図 2-7 に、イギリスへの出願人国籍別出願区分数の割合を図 2-8 に、イギリスから他国への出願ルート (出願・公告区分数) を図 2-9 に示す。

イギリスへの出願区分数は、自国籍に比べて他国籍が約 2 倍とかなり多いのが特徴である。他国籍は 2003 年と 2006 年で対前年比増加が目立っている。他国籍の出願区分数も増加しているものの他国割合は 2003 年以降減少している。これは自国籍の出願区分数の増加率が他国籍の増加率より高いことに因るものである。出願区分数全体の 45% をイギリスを除く欧州国籍が占め、自国籍の 33% より多い。他国への出願ルートに関しては、CTM 出願を多く利用していることが分かる。国際登録出願は、ロシア、フランス、韓国への出願において全体の 50% 以上を占めており、次いで日本への出願においての利用が多い。

図 2-7 イギリスにおける自国・他国の出願区分数と割合

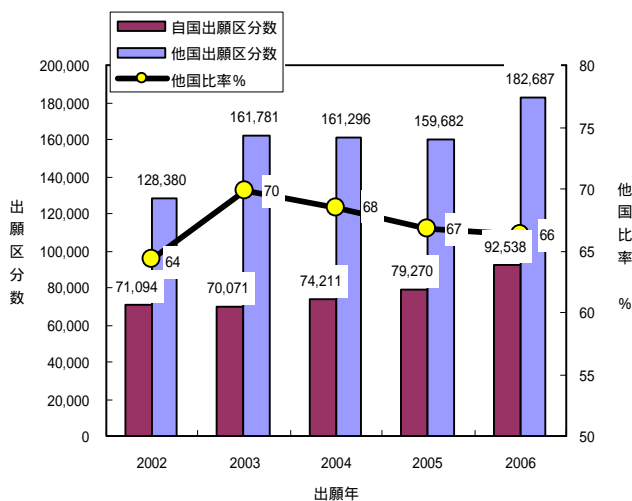
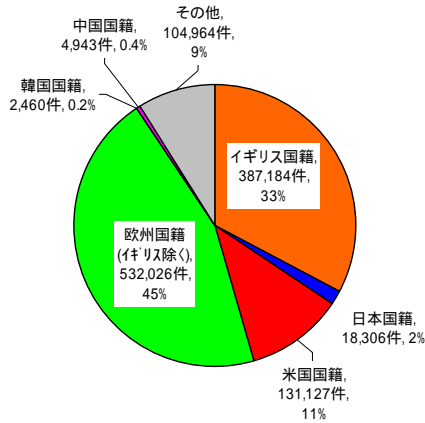


図 2-8 イギリスへの出願人国籍別
出願区分数の割合



4. ドイツ

2002 年から 2006 年までのドイツにおける他国からの出願状況及び他国比率を図 2-10 に、ドイツへの出願人国籍別出願区分数を図 2-11 に、ドイツから他国への出願ルート（出願・公告区分数）を図 2-12 に示す。

ドイツへの出願区分数は自国籍が他国籍より多く、2002 年対比 2006 年で自国籍、他国籍共に 1.3 倍増加した。出願区分数全体の 60%を自国籍出願が占め、次いでその他国籍の 17%とドイツを除く欧州の 15%が続いている。他国への出願ルートに関しては、イギリス、フランス、イタリアへは CTM 出願の利用が 89%以上であるが、直接出願は殆どなく、国際登録出願も 10%以下とあまり利用されていない。一方、国際登録出願は、ロシアへの出願の 94%と最も高く、次いでベトナムへの出願の 91%、韓国への出願の 89%となっている。日本とスイスへの出願でも 84%と比較的高い。

図 2-11 ドイツへの出願人国籍別
出願区分数の割合

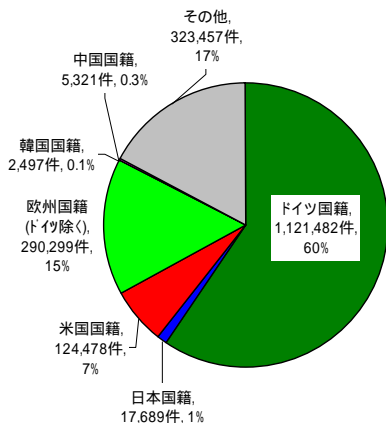


図 2-9 イギリスから他国への出願ルート
(2006 年出願・公告区分数)

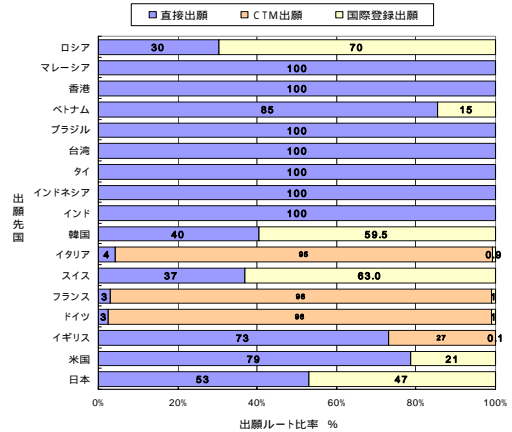


図 2-10 ドイツにおける自国籍・
他国の出願区分数と割合

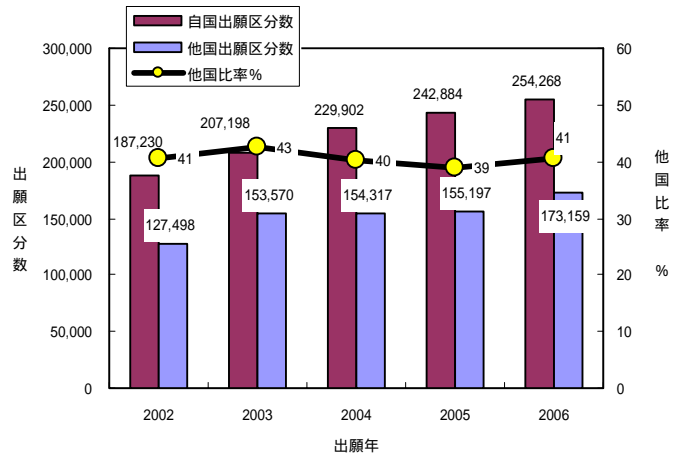
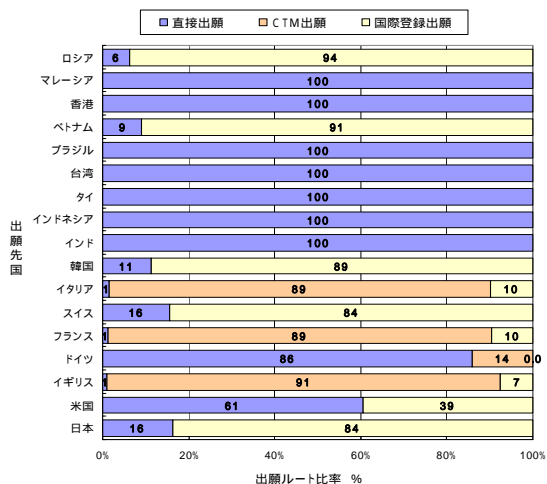


図 2-12 ドイツから他国への出願ルート
(2006 年出願・公告区分数)



5. フランス

2002年から2006年までのフランスにおける他国からの出願状況及び他国比率を図2-13に、フランスの出願人国籍別出願区分数を図2-14に、フランスから他国への出願ルート（出願・公告区分数）を図2-15に示す。

フランスへの出願区分数は自国籍が他国籍より若干多いが、共に概ね増加傾向にある。全体の55%を自国籍出願が占め、フランスを除く欧州国籍の28%が続いており、フランスを含む欧州国籍全体で83%を占めている。他国への出願ルートに関しては、イギリス、ドイツ、イタリアでCTM出願の利用が80%を超えている。国際登録出願も、ロシア、スイスへの出願の90%、韓国、日本、ベトナムへの出願の85%程度と大いに活用している状況が分かる。また、EU加盟国でも国際登録出願を15%程度利用している。

図2-13 フランスにおける自国・他国の出願区分数と割合

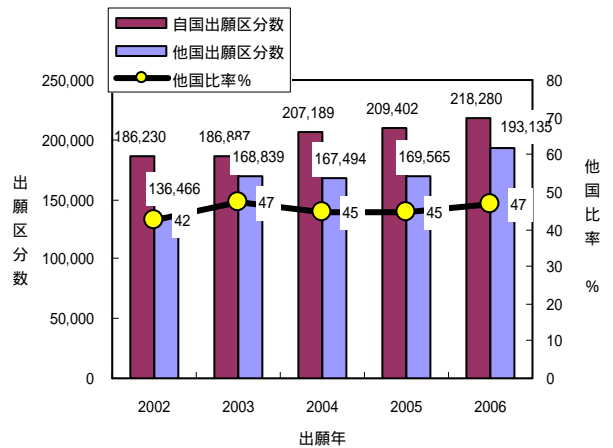


図2-14 フランスへの出願人国籍別出願区分数の割合

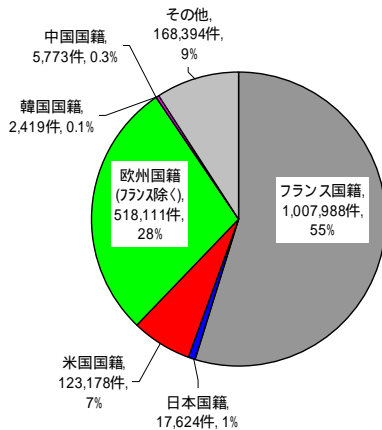
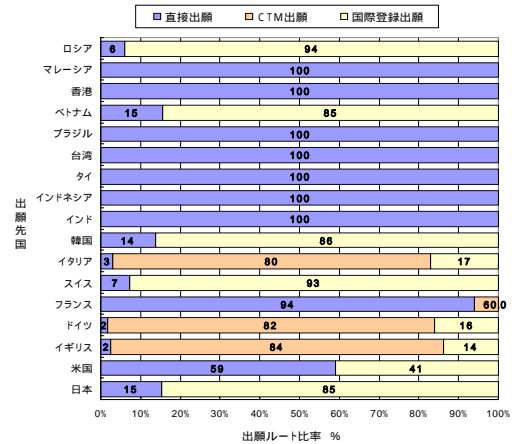


図2-15 フランスから他国への出願ルート（2006年出願・公告区分数）

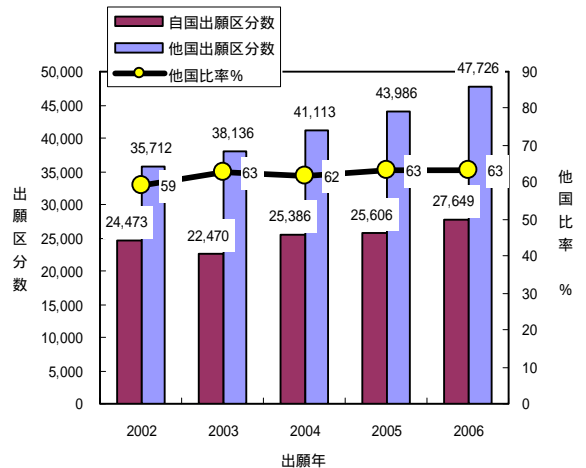


6. スイス

2002年から2006年までのスイスにおける他国からの出願状況及び他国比率を図2-16に、スイスへの出願人国籍別出願区分数の割合を図2-17に、スイスから他国への出願ルート（出願・公告区分数）を図2-18に示す。

スイスへの出願区分数は、他国籍が自国籍より多い。他国籍は年々ほぼ同率で増加しているものの自国籍は2003年に減少した後、増加傾向を示しており、他国籍の割合はほぼ横ばいとなっている。出願区分数全体の49%を欧州国籍が占めており、自国籍の38%と合わせると87%となる。

図2-16 スイスにおける自国・他国の出願区分数と割合



他国への出願ルートに関しては、CTM 出願の利用は 44%と EU 加盟国と比べるとやや少なく、直接出願と国際登録出願の利用がその分増えている。国際登録出願は、ベトナム、ロシア、韓国への出願の 90%前後、日本への出願の 80%を占めている。

図 2-17 スイスへの出願人国籍別
出願区分数の割合

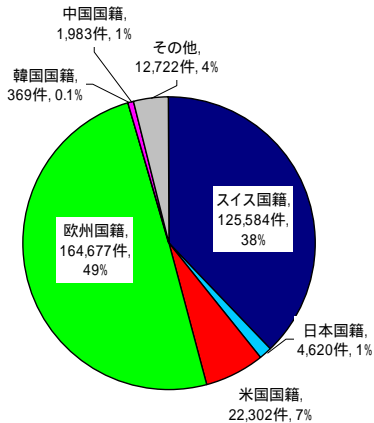
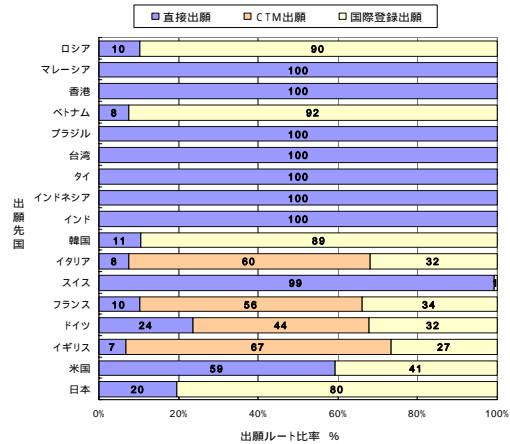


図 2-18 スイスから他国への出願ルート
(2006 年出願・公告区分数)



7. イタリア

2002 年から 2006 年までのイタリアにおける他国からの出願状況及び他国比率を図 2-19 に、イタリアへの出願人国籍別出願区分数の割合を図 2-20 に、イタリアから他国への出願ルート(出願・公告区分数)を図 2-21 に示す。

イタリアへの出願区分数は、他国籍が自国籍より多く、自国籍が年々ほぼ同率で増加しているのに対し、他国籍は 2003 年と 2006 年の対前年比の増加が目立っている。出願区分数全体の 42%はイタリアを除く欧州国籍が占めており、自国籍の 38%と合わせると 80%が欧州国籍となっている。他国への出願ルートに関しては、イギリス、フランス、イタリアへは CTM 出願の利用が 91%以上を占めている。欧州各国へは直接出願が殆どなく、国際登録出願も 6~8%程度とあまり利用されていないことがわかる。一方、ロシア、スイス、韓国、ベトナム、日本への出願においては国際登録出願が 90%以上である。

図 2-19 イタリアにおける自国・他国の出願区分数と割合

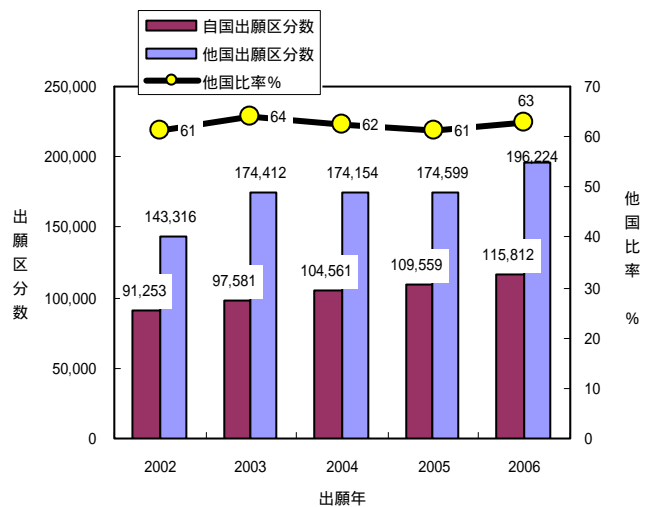


図 2-20 イタリアへの出願人国籍別
出願区分数の割合

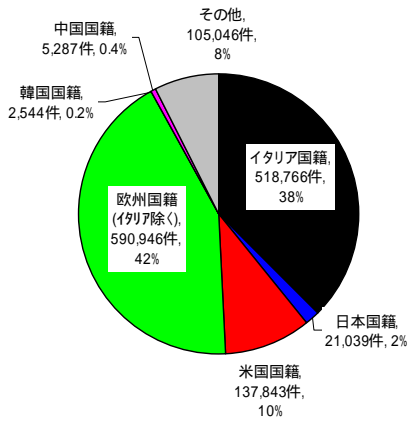
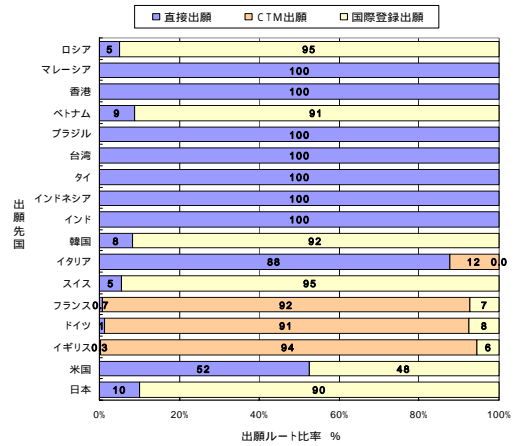


図 2-21 イタリアから他国への出願ルート
(2006年出願・公告区分数)



8. 韓国

2002年から2006年までの韓国における他国からの出願状況及び他国比率を図 2-22 に、韓国への出願人国籍別出願区分数の割合を図 2-23 に、韓国から他国への出願ルート(出願・公告区分数)を図 2-24 に示す。

韓国への出願区分数は自国籍が他国籍より多い。自国籍も他国籍も共に増加傾向にあるが、年々他国籍の割合が増えている。出願区分数全体の76%を自国籍が占めており、次いで欧州国籍の10%が多い。他国への出願ルートに関しては、欧州の国には比較的CTM出願を利用している。国際登録出願は、スイスへの出願の61%が最も多く、次にロシアへ出願の36%が多い。

図 2-22 韓国における自国・他国の出願区分数と割合

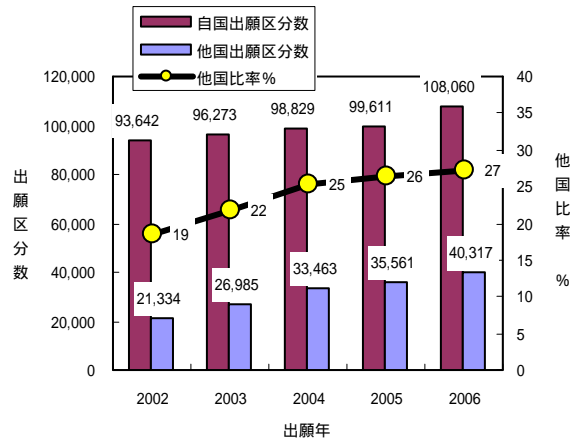


図 2-23 韓国への出願人国籍別出願区分数の割合

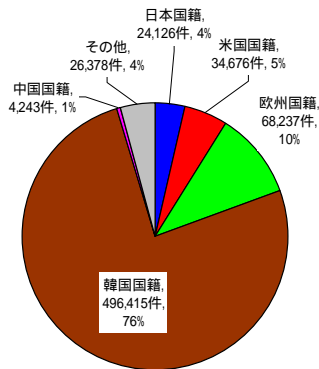
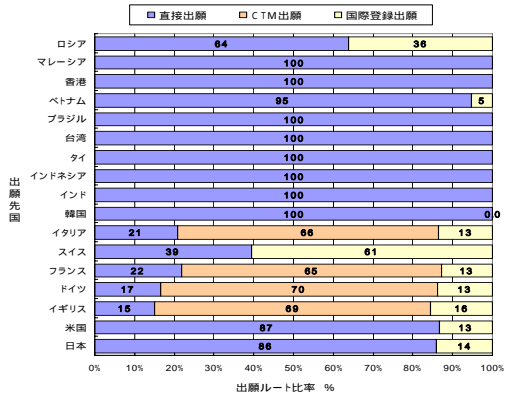


図 2-24 韓国から他国への出願ルート
(2006年出願・公告区分数)



9 . 中国

2002 年から 2006 年までの中国における他国からの出願状況及び他国比率と割合を図 2-25 に、2002 年から 2005 年までの中国への出願人国籍別出願区分数の割合を図 2-26 に、2002 年から 2006 年までの中国から他国への出願ルート（出願・公告区分数）を図 2-27 に示す。中国は一出願一区分制を採用している。

中国への出願区分数は、自国籍が他国籍より多い。自国籍、他国籍共に増加傾向にある。他国籍の比率は 2003 年に減少したがその後は横ばいになっている。出願区分数全体の 87% を自国籍が占め、米国籍とその他国籍が 3% で続いている。他国への出願ルートに関しては、欧州へは、CTM 出願が若干多いものの、CTM 出願と国際登録出願がほぼ拮抗している。国際登録出願は、ロシアへの出願の 79% が最も多く、韓国への 73%、スイスへの 72% が続いている。その他、日本とベトナムへの出願で 50% を超えている。

図 2-25 中国における自国・他国の出願区分数と割合

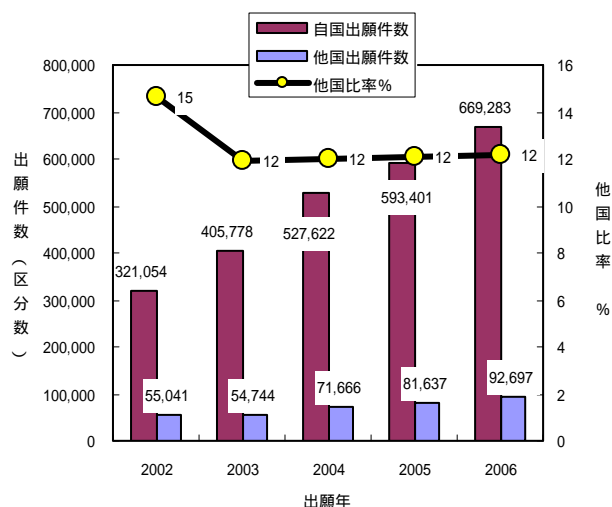


図 2-26 中国への出願人国籍別出願区分数の割合

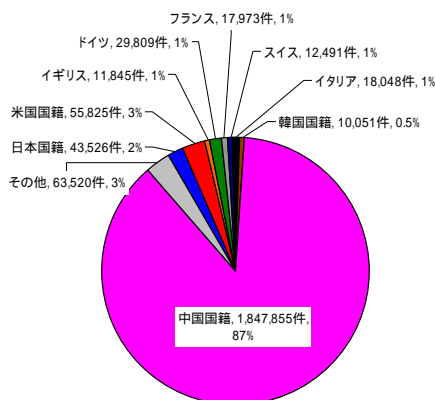
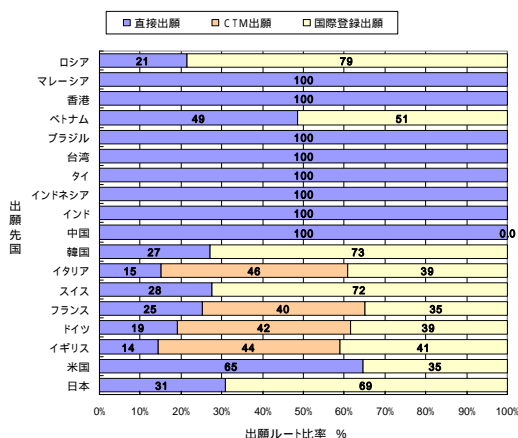


図 2-27 中国から他国への出願ルート（2006 年出願・公告区分数）

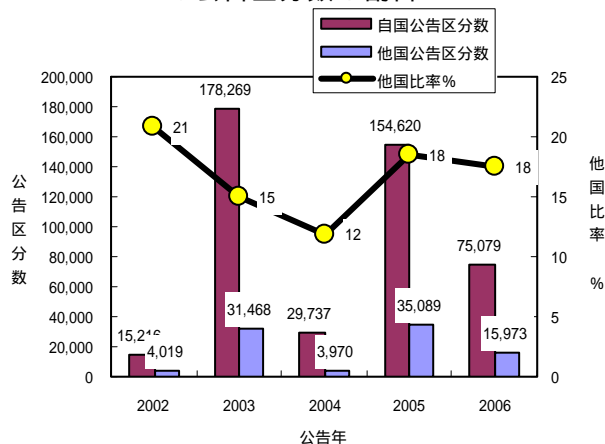


10 . インド

2002 年から 2006 年までのインドにおける他国からの出願の公告状況及び他国比率を図 2-28 に、インドへの出願人国籍別公告区分数の割合を図 2-29 に、インドから他国への出願ルート（出願・公告区分数）を図 2-30 に示す。なお、インドはマドリード協定書に加盟していない。

インドへの公告区分数は、自国籍が他国籍より多いが、1 年おきに急激な増減を繰り返しており、他国籍の比率も変動が激しい。公

図 2-28 インドにおける自国・他国の公告区分数と割合



告区分数全体の 84%を自国籍が占め、欧州国籍の 7%、米国国籍の 5%が続いている。他国への出願ルートは、ドイツ、フランス、イタリアへ 94%程度、イギリスへ 79%、CTM 出願を利用している。

図 2-29 インドへの出願人国籍別
公告区分数の割合

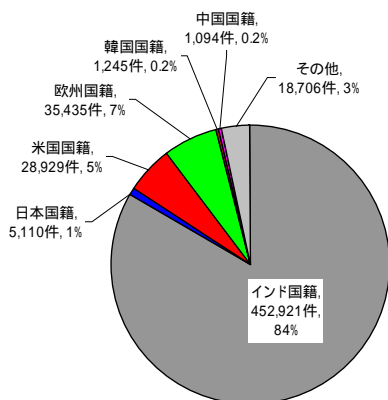


図 2-30 インドから他国への出願ルート
(2006 年出願・公告区分数)

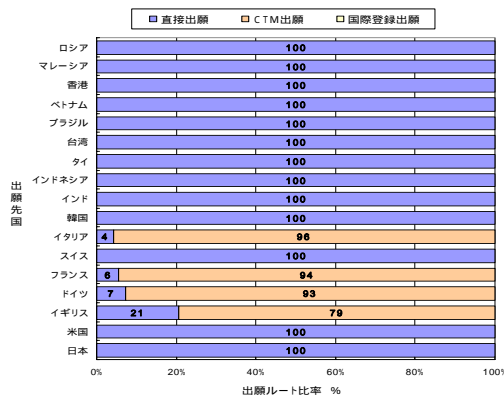


図 2-31 インドネシアにおける自国・
他国の公告区分数と割合

1 1 . インドネシア

2002 年から 2006 年までのインドネシアにおける他国からの出願の公告状況及び他国比率を図 2-31 に、インドネシアへの出願人国籍別公告区分数の割合を図 2-32 に、インドネシアから他国への出願ルート(出願・公告区分数)を図 2-33 に示す。インドネシアはマドリード協定議定書に加盟していない。

インドネシアへの公告区分数は、自国籍が他国籍より多い。自国籍は 2004 年に減少しているものの以降は増加しており、他国籍も同様である。他国籍の比率も 2004 年以降高くなっている。公告件数全体の 74%を自国籍が占め、欧州国籍とその他国籍が 8%で続いている。急激な増減を繰り返しており、他国籍の比率も定まっていない。他国への出願ルートは、イタリアへの出願の 86%で CTM 出願の利用がみられ、ドイツ、イギリス、フランスへの出願の 65%程度で CTM 出願を利用している。

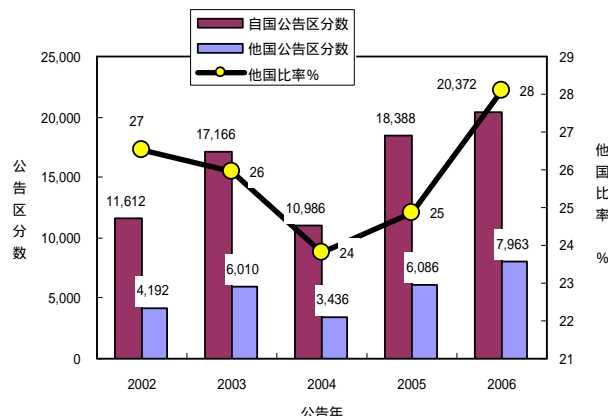


図 2-32 インドネシアへの出願人国籍別
公告区分数の割合

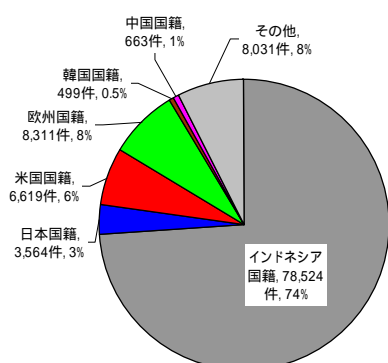
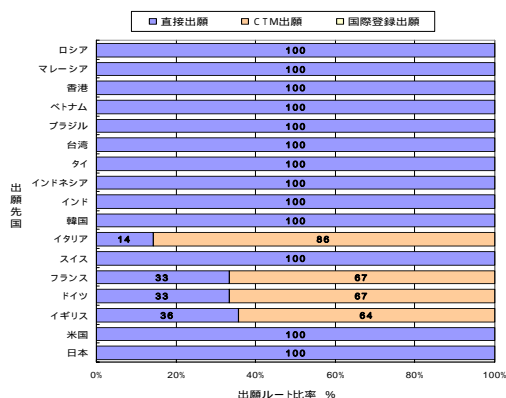


図 2-33 インドネシアから他国への出願
ルート(2006 年出願・公告区分数)



12. タイ

2002年から2006年までのタイにおける他国からの出願の公告状況及び他国比率を図2-34に、タイへの出願人国籍別公告区分数の割合を図2-35に、タイから他国への出願ルート（出願・公告区分数）を図2-36に示す。なお、タイは一出願一区分制を採用しており、マドリッド協定議定書には加盟していない。

タイへの公告区分数は自国籍が他国籍より多い。自国籍は2003年以降減少しているのに対し、他国籍はほぼ横ばいである。そのため、他国籍の比率は2003年以降増加している。公告区分数全体の67%を自国籍が占め、次いで欧州国籍の10%、米国国籍とその他国籍の8%と続いている。他国への出願ルートは、ドイツ、フランスへ90%程度、イタリア、イギリスへ84%程度CTM出願を利用している。

図2-34 タイにおける自国・他国の公告区分数と割合

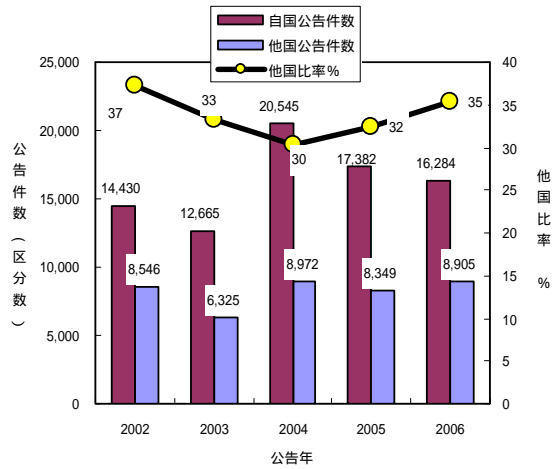


図2-35 タイへの出願人国籍別公告区分数の割合

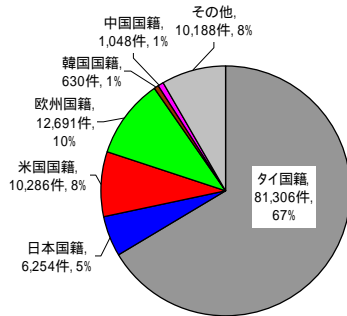
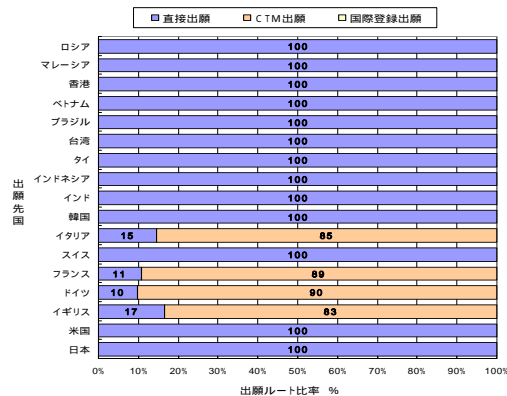


図2-36 タイから他国への出願ルート（2006年出願・公告区分数）



13. 台湾

2002年から2006年までの台湾における他国からの出願の公告状況及び他国比率を図2-37に、台湾への出願人国籍別公告区分数の割合を図2-38に、台湾から他国への出願ルート（出願・公告区分数）を図2-39に示す。なお、台湾は国際登録に加盟していない。

台湾への公告区分数は、自国籍が他国籍より多い。自国籍、他国籍共に2003年に減少して以降増加傾向にある。他国籍の比率は2004年を底に高くなっている。公告区分数全体の70%を自国籍が占め、米国と欧州の8%が続いている。他国への出願ルートは、イギリスへの94%、フランス、イタリアへの92%、ドイツへの87%でCTM出願の利用がみられる。

図2-37 台湾における自国・他国の公告区分数と割合

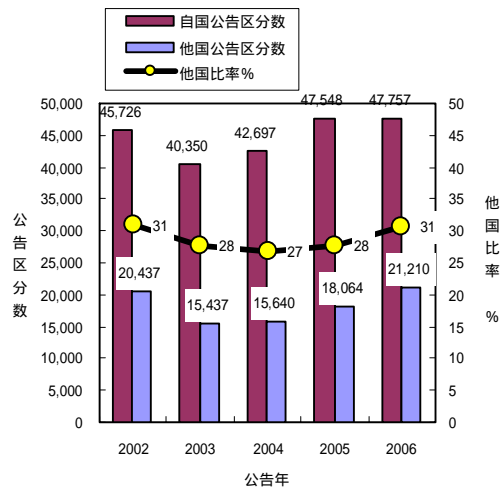


図 2-38 台湾への出願人国籍別公告区分数の割合

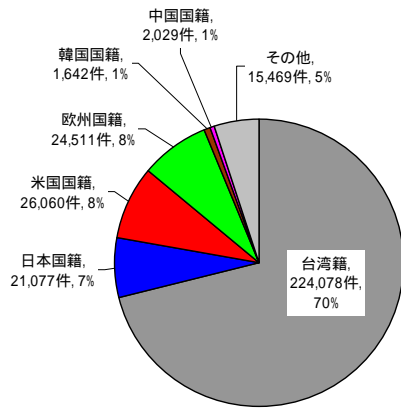
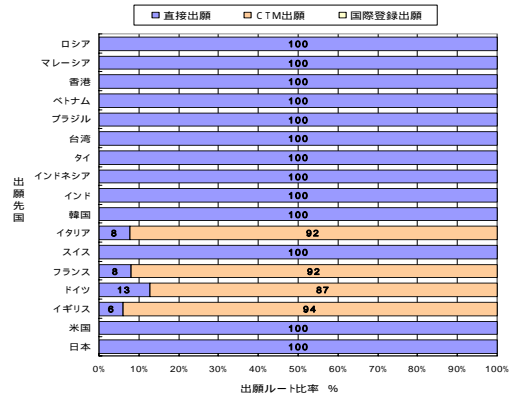


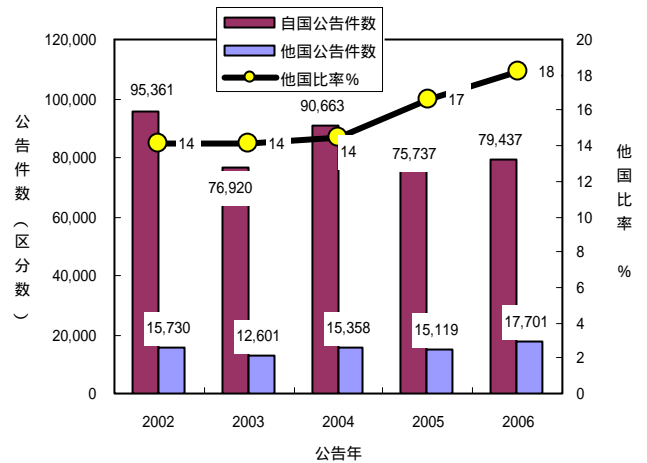
図 2-39 台湾から他国への出願ルート (2006 年出願・公告区分数)



14. ブラジル

2002 年から 2006 年までのブラジルにおける他国からの出願の公告状況及び他国比率を図 2-40 に、ブラジルへの出願人国籍別公告区分数の割合を図 2-41 に、ブラジルから他国への出願ルート(出願・公告区分数)を図 2-42 に示す。なお、ブラジルは一出願一区分制を採用しており、マドリッド協定議定書には加盟していない。

図 2-40 ブラジルにおける自国・他国の公告区分数と割合



ブラジルへの公告区分数は、自国籍が他国籍より多い。自国籍が概ね横ばいから減少傾向なのに対し、他国籍は 2003 年以降増加しており、他国籍の比率も 2003 年から高くなっている。公告区分数全体の 85%を自国籍が占め、次いで欧州国籍の 6%となっている。他国への出願ルートは、ドイツへの 99%を筆頭に、フランスへの 98%、イギリスへの 95%、イタリアへの 94%と CTM 出願の利用が多い。

図 2-41 ブラジルへの出願人国籍別公告区分数の割合

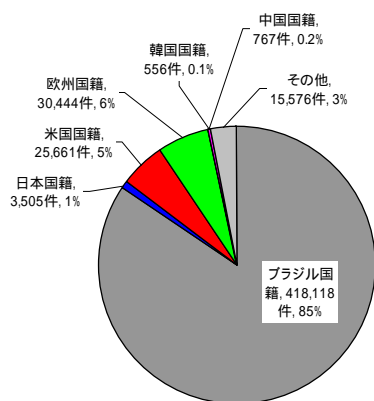
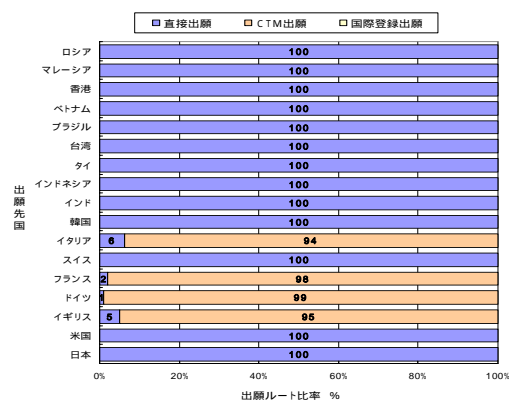


図 2-42 ブラジルから他国への出願ルート (2006 年出願・公告区分数)



15. ベトナム

2002年から2006年までのベトナムにおける他国からの出願の公告状況及び他国比率を図2-43にベトナムへの出願人国籍別公告区分数の割合を図2-44に、ベトナムから他国への出願ルート（出願・公告区分数）を図2-45に示す。

ベトナムへの公告区分数は、2003年まで他国籍が自国籍を上回っていたが、2004年以降は自国籍が多くなっている。自国籍、他国籍共に2005年に対前年で減少しているが、その後増加している。公告区分数全体の51%を自国籍が占め、欧州国籍の21%が続いている。他国への出願ルートは、イギリスへはCTM出願の利用が67%で、国際登録出願は殆どない。イタリア、ドイツ、フランスへのCTM出願利用は25%以下であるが、国際登録出願は50-75%と多い。その他の国際登録出願は、ロシアへの出願の89%、スイスへの77%、日本への60%が比較的高い。

図2-43 ベトナムにおける自国・他国の公告区分数と割合

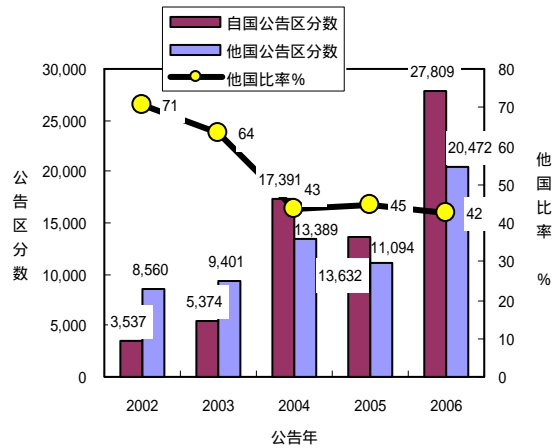


図2-44 ベトナムへの出願人国籍別公告区分数の割合

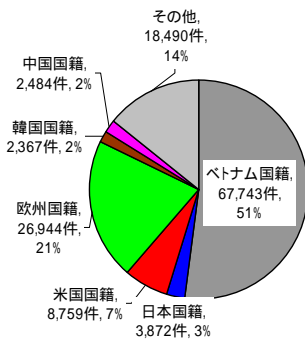
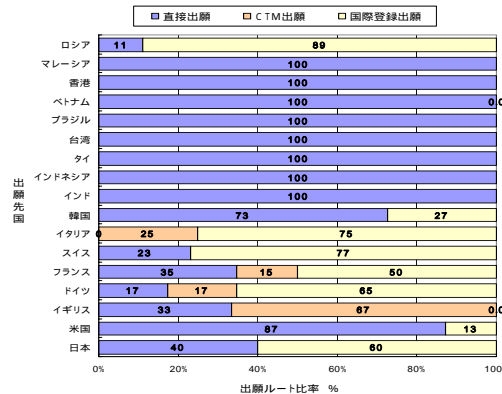


図2-45 ベトナムから他国への出願ルート（2006年出願・公告区分数）

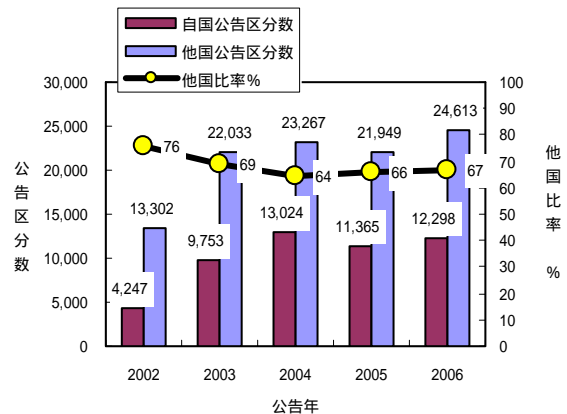


16. 香港

2002年から2006年までの香港における他国からの出願の公告状況及び他国比率を図2-46に、香港への出願人国籍別公告区分数の割合を図2-47に、香港から他国への出願ルート（出願・公告区分数）を図2-48に示す。なお、香港はマドリッド協定議定書には加盟していない。

香港への公告区分数は、自国籍が他国籍より多い。自国籍、他国籍共に2005年に対前年で減少しているが、その後増加している。他国籍の比率は2004年まで減少したがその後横ばい

図2-46 香港における自国・他国の公告区分数と割合



または若干高くなっている。公告区分数全体の 32%を自国籍が占め、欧州国籍の 18%、米国籍の 17%が続いている。他国への出願ルートは、イタリアへの出願の 97%、イギリス、フランス、ドイツへの出願の 86%程度で CTM 出願を利用している。

図 2-47 香港への出願人国籍別公告区分数の割合

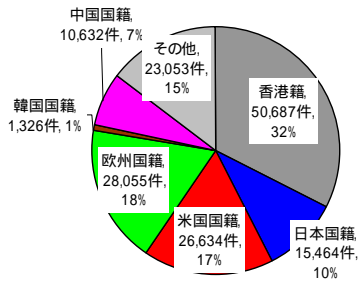
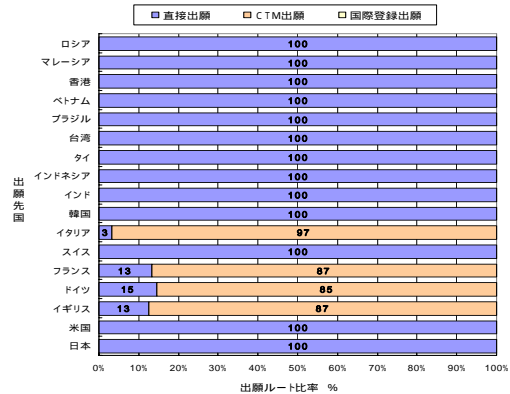


図 2-48 香港から他国への出願ルート (2006 年出願・公告区分数)



17. マレーシア

2002 年から 2006 年までのマレーシアにおける他国からの出願の公告状況及び他国比率を図 2-49 に、マレーシアへの出願人国籍別公告区分数の割合を図 2-50 に、マレーシアから他国への出願ルート (出願・公告区分数) を図 2-51 に示す。なお、マレーシアは一出願一区分制を採用しており、マドリード協定議定書には加盟していない。

マレーシアへの公告区分数は、他国籍が自国籍を上回っている。他国籍は、2004 年まで減少していたが、それ以降は増加しているのに対し、自国籍は年々増加傾向にあるため、他国籍の比率も低くなっていたが、2006 年は、他国籍の増加が多く反転している。公告区分数全体の 30%を自国籍が占め、次いで欧州国籍の 22%、米国籍の 19%と続いている。他国への出願ルートは、ドイツへの出願の 91%、イギリス、フランス、イタリアへは 85-88%で CTM 出願を利用している。

図 2-49 マレーシアにおける自国・他国の公告区分数と割合

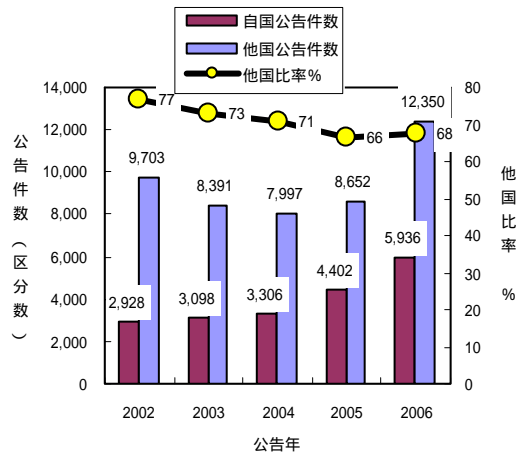
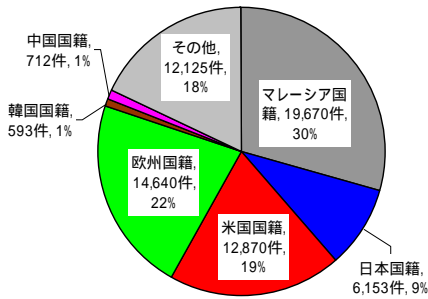


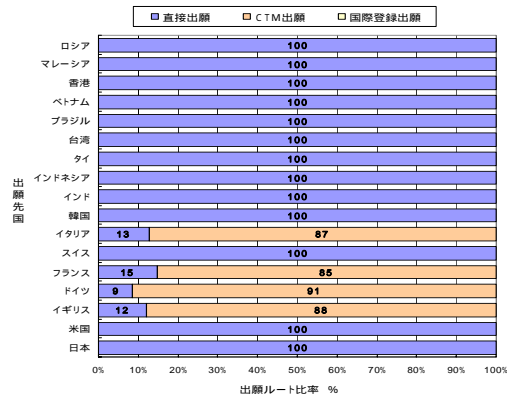
図 2-50 マレーシアへの出願人国籍別

図 2-51 マレーシアから他国への出願ルート

公告区分数の割合



(2006年出願・公告区分数)



18. ロシア

2002年から2006年までのロシアにおける他国からの出願の公告状況及び他国比率を図2-52に、ロシアへの出願人国籍別公告区分数の割合を図2-53に、ロシアから他国への出願ルート(出願・公告区分数)を図2-54に示す。

ロシアへの公告区分数は、2005年まで自国籍が多かったが、2006年には他国籍が若干自国籍を上回った。そのため、他国籍の比率が顕著に高くなってきている。公告区分数全体の68%を自国籍が占め、欧州国籍の20%が続いている。他国への出願ルートは、国際登録出願の利用が顕著で、韓国、ベトナム、日本、スイスへの出願の90%を超えており、欧州諸国へも80%程度は国際登録出願で、CTM出願の利用は12-17%程度と少ない。

図2-52 ロシアにおける自国・他国の公告区分数と割合

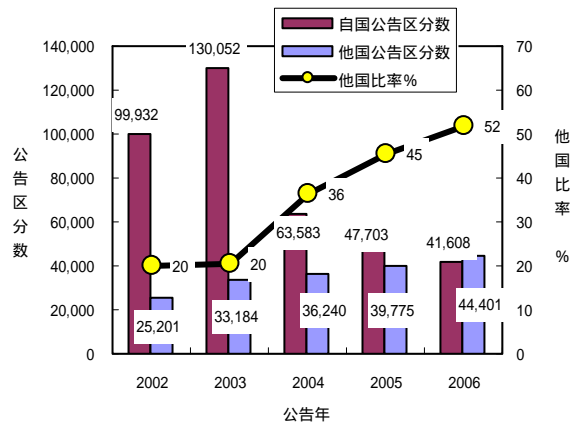


図2-53 ロシアへの出願人国籍別公告区分数の割合

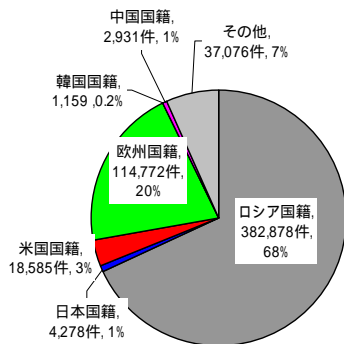
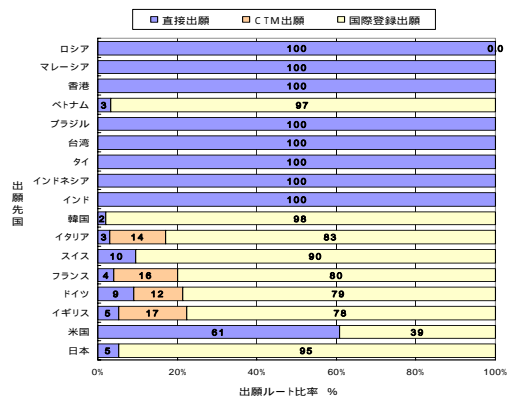


図2-54 ロシアから他国への出願ルート(2006年出願・公告区分数)



第3章 商標制度と商標出願動向

調査対象国・地域・機関における商標制度のうち、特に商標出願動向に影響を与える可能性が大きいと思われる制度について、(1)マドリッド協定又はマドリッド協定議定書への加盟、(2)一出願多区分制度・一出願一出願制度、(3)欧州共同体商標(CTM)制度、(4)使用主義・登録主義を取り上げ、商標出願動向に与える影響を調査した。

- (1) マドリッド協定又はマドリッド協定議定書への加盟国・機関と非加盟国・地域・機関の出願件数を比較した。マドリッド協定又はマドリッド協定議定書に加盟している米国、中国の出願件数が増加しており、特に中国の増加が著しい。他の加盟国・機関の出願件数及び非加盟国・地域の調査期間中に出願件数は、共にほぼ緩やかな増加傾向もしくは横ばいである。
- (2) 一出願多区分制度を採用している国・地域・機関と一出願一区分制度を採用している国の出願状況を比較してみると、一出願多区分制度を採用している米国及び一出願一区分制度を採用している中国の出願件数が増加しており、特に中国の増加が著しい。米国以外の一出願多区分制度を採用している国・地域・機関は、全体的に増加傾向もしくは横ばいであり、中国以外の一出願一区分制度を採用する国については、調査期間中に出願件数の変化はあまり見られない。
- (3) 欧州におけるCTM出願と欧州諸国への直接出願の出願状況の比較を見ると、出願件数がもっとも多いのは、ドイツである。次いで、フランスへの出願、CTM出願であり、調査国すべてが緩やかな増加傾向にある。
- (4) 登録主義国・地域・機関と使用主義国の出願件数を比較してみると、登録主義国である中国の出願件数がもっとも多く、次いで多いのが、使用主義国の米国である。中国、米国共に出願件数が増加しており、特に中国の増加が著しい。調査期間中の中国以外の登録主義国・地域・機関の出願件数は、緩やかな増加傾向にあるが、調査期間中、使用主義国であるマレーシアの出願件数はほぼ横ばいである。

以上を総合的に勘案すると、調査対象国・地域・機関において、「一出願多区分制度と一出願一区分制度」及び「使用主義と登録主義」の制度の相違が商標出願動向に直接的な影響を与える要因とは判断できなかった。また、「マドリッド協定又はマドリッド協定議定書加盟国」及び「EU加盟国」であるか否かが商標出願動向に与える影響についても同様に、直接的な影響を与える要因とは判断出来なかった。

第4章 経済・産業状況と商標出願動向

経済・産業の動向の指標として国内総生産（Gross Domestic Product 以下、「GDP」という。）を取り上げ、GDP から見た経済成長と商標出願件数の関係を調査した。なお、実質的な出願件数の比較を行うために、一出願多区分制を採る国においては、出願区分数を使用した。また、出願件数及び出願区分数を公表していない国・地域においては、公告区分数を使用した。

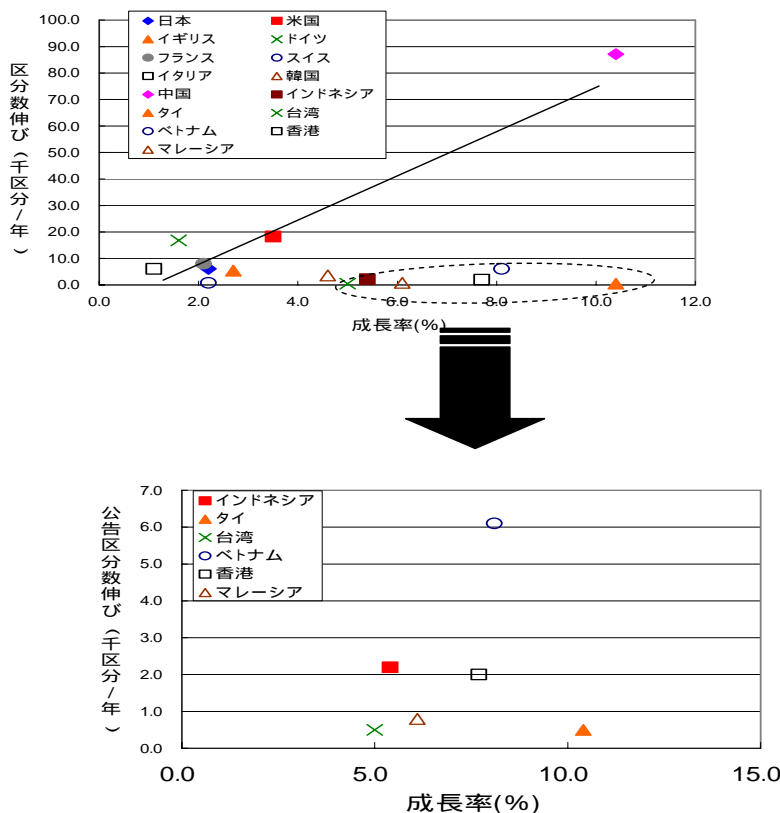
第1節 全体のGDPと商標出願動向

1. GDPの実質成長率と商標出願・公告区分数

調査対象国・地域における、2004 から 2006 年までの GDP の実質成長率と出願・公告区分数伸び率の関係を図 4-2 に示す。

経済成長率、出願区分数の伸び率ともに非常に高いのは、中国である。米国は、中国に比べると低くなるが、経済成長率、出願区分数の伸び率ともに比較的高い。ドイツは、経済成長率は低いが、出願区分数の伸び率は比較的高い。日本、イギリス、フランス、イタリアは、経済成長率は 2% 前後であり、出願・公告区分数の伸び率も 10% 前後である。インドネシア、タイ、台湾、ベトナム、香港、マレーシアについては、経済成長率が非常に高いが、出願・公告区分数の伸び率が低いのが特徴である。

図 4-2 GDP の実質成長率と出願・公告区分数の伸び率



2. GDP と商標出願・公告区分数

調査対象国・地域における、2002年から2006年までのGDPの推移と商標出願・公告区分数を調査対象国・地域間で比べると、GDPと出願・公告区分数の関連によって以下の3つのグループに大別できる。

GDPが多いが、出願区分数が少ないのが米国で、逆にGDPが多いが、GDPが少ないのが中国である。日本、ドイツ、イギリス、フランス、イタリアはその中間に位置している。香港、マレーシア、インドネシアは、比較的GDPが多いが公告区分数が少ない米国型であり、ベトナムは、公告区分数に比べてGDPが多い中国型、台湾、タイは、その中間の日欧型にグループ化することができる。なお、中国を除くBRICs諸国は、ブラジル、ロシア、インド共に公告区分数が年によってばらつきがあり、GDPとの関連を判断できない。

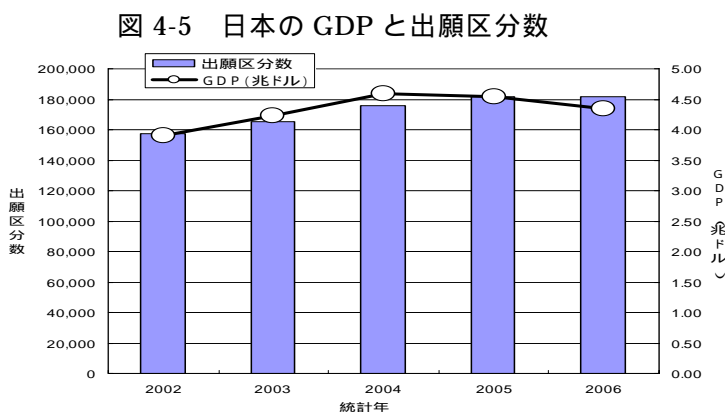
第2節 調査対象国・地域におけるGDP及び輸入額と商標出願動向

1. 日本

(1) 日本のGDPと出願区分数

2002年から2006年までの日本のGDPと出願区分数の関係を図4-5に示す。日本のGDPは、2002年から2004年までは順調に増加しているが、2005年以降減少傾向にある。

同期間の出願区分数は158,000件から181,000件と緩やかに増加しているが、2005年から2006年はほとんど増加していない。日本のGDPと出願区分数の推移は、2004年までは共に増加傾向が見られたが、2005年以降はやや横ばいになってきている。



(2) 調査対象国・地域から日本への輸入額と出願区分数

2006年の日本への輸入については、中国の118,482百万ドルが際立って多く、次いで米国の68,038百万ドルが多い。日本への出願区分数については、米国の13,256件が最も多く、ついで、ドイツの6,211件が多い。中国については、日本への輸入額は際立って多いが、日本への出願区分数は1,084件であり、米国の10分の1に満たない。輸入額に比較して出願区分数の多いのはドイツ、イギリス、フランス、スイス、であり、輸入額が比較的多いのに、出願区分数が少ないのはインドネシア、マレーシア、タイである。

2. 欧米諸国の GDP と出願区分数

GDP と出願区分数について、米国を図 4-6 に、イギリスを図 4-7 に、ドイツを図 4-8 に、フランスを図 4-9 に、スイスを図 4-10 に、イタリアを図 4-11 に示す。

各国とも GDP、出願区分数共に増加傾向にある。2006 年における米国の GDP は最も大きく 13.2 兆ドルで、2 位のドイツ (2.9 兆ドル)、3 位のイギリス (2.4 兆ドル) の約 5 倍である。2006 年における出願区分数は、米国の 296,088 件が最も多いが、2 位のドイツ (254,268 件)、3 位のフランス (218,280 件) と、GDP ほど大きな差はない。イギリスは GDP の大きさの割に出願区分数が少ない。

図 4-6 米国の GDP と出願区分数

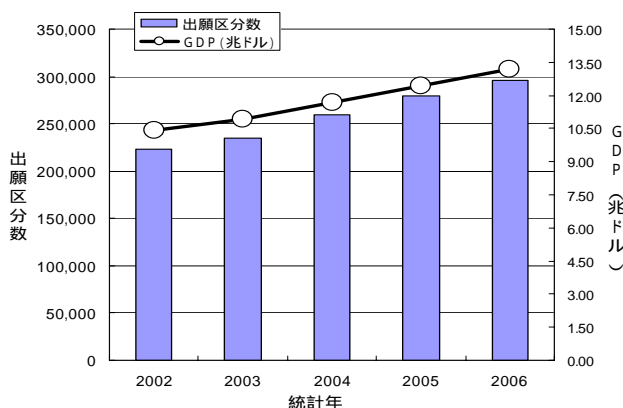


図 4-7 イギリスの GDP と出願区分数

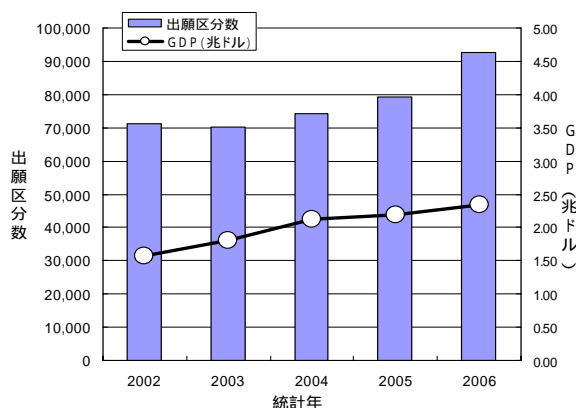


図 4-8 ドイツの GDP と出願区分数

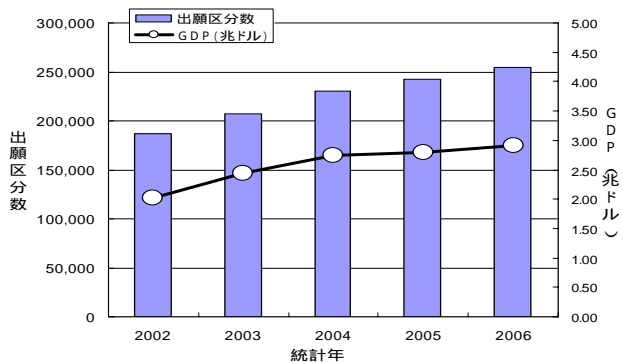


図 4-9 フランスの GDP と出願区分数

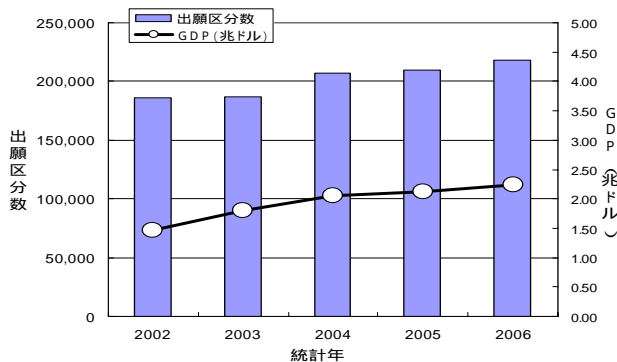


図 4-10 スイスの GDP と出願区分数

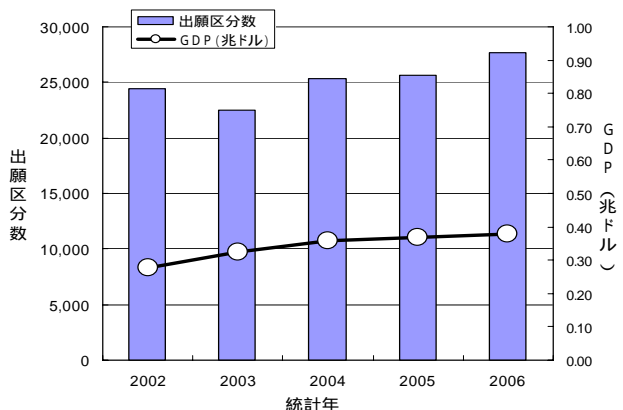
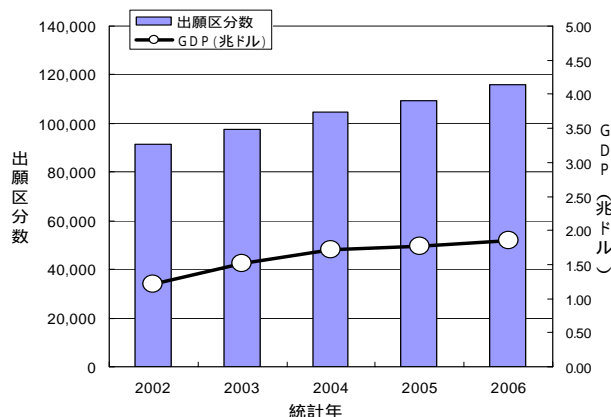


図 4-11 イタリアの GDP と出願区分数



3. BRICs 諸国の GDP と出願・公告区分数

GDP と公告区分数について、ブラジルを図 4-12 に、ロシアを図 4-14 に、インドを図 4-16 に、中国の GDP と出願区分数を図 4-18 に示す。

各国とも GDP は急激に増加しているが、出願・公告区分数は、中国が GDP とほぼ同様に増加しているのに対し、他の国はかなりばらつきが見られる。そこで出願件数との関連を調べるため、ブラジルの出願件数を図 4-13 に、ロシアの出願件数を図 4-14 に、インドの出願件数を図 4-17 に示す。ブラジル、ロシア、インド共に、出願件数の推移は公告区分数の推移に比べて変動が少なく、ブラジルの出願件数はほぼ横ばいで、ロシアの出願件数は 2003 年以降増加傾向にあり GDP と関連がみられる。インドの出願件数は、2002 年から 3 年間は減少傾向にあり、GDP との明らかな関係は見受けられない。

図 4-12 ブラジルの GDP と公告区分数

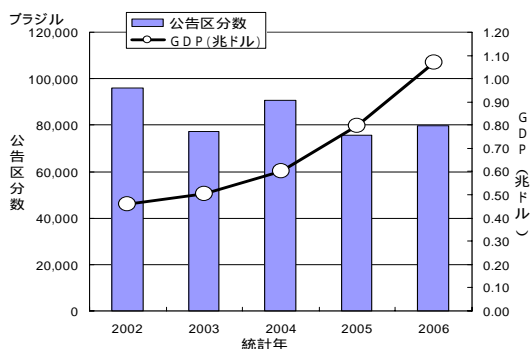


図 4-14 ロシアの GDP と公告区分数

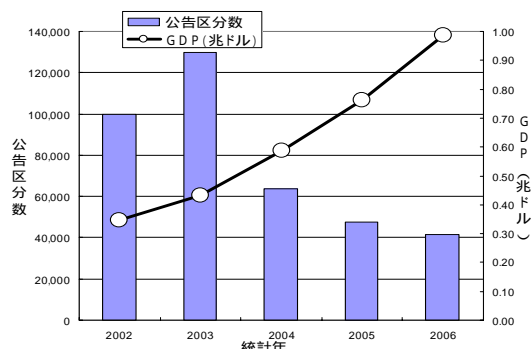


図 4-13 ブラジルの出願件数

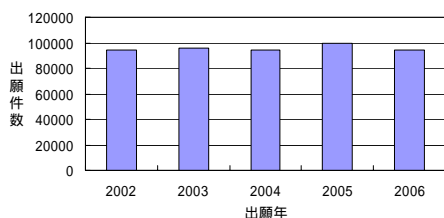


図 4-14 ロシアの出願件数

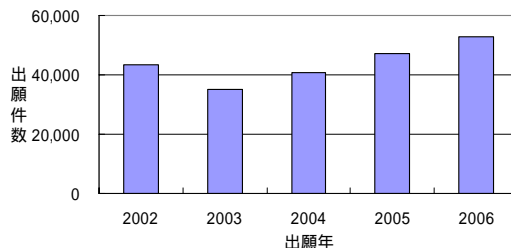


図 4-16 インドの GDP と公告区分数

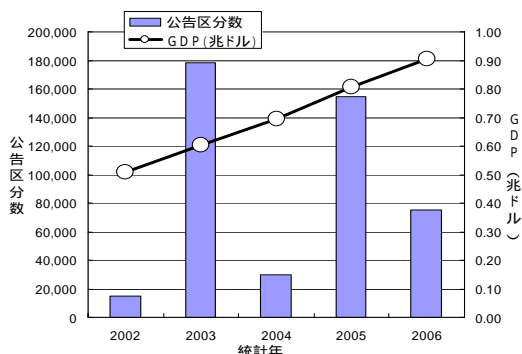


図 4-18 中国の GDP と出願区分数

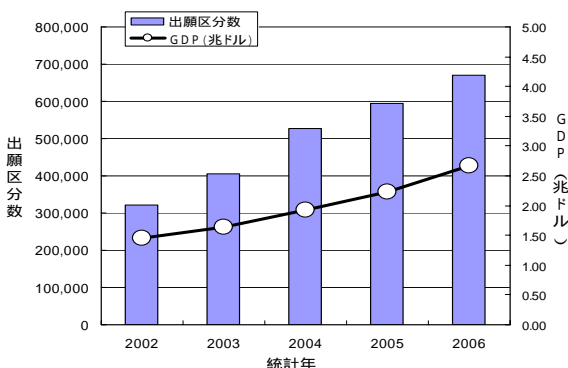
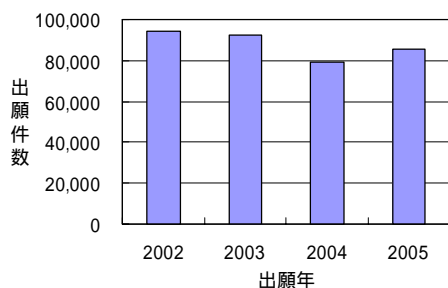


図 4-17 インドの出願件数



4. 中国を除くアジア諸国・地域の GDP と出願区分数

韓国の GDP と出願区分数を図 4-19 に、GDP と公告区分数についてインドネシアを図 4-20 に、タイを図 4-21 に、台湾を図 4-22 に、ベトナムを図 4-23 に、香港を図 4-24 に、マレーシアを図 4-25 に示す。

全般的に GDP も出願・公告区分数も概ね増加傾向がみられる。特に韓国は GDP も出願区分数も継続して増加している。他の国・地域は GDP は増加しているものの、公告区分数においては、2002 年対比 2006 年で増加しているものの年によってばらつきがみられる。

図 4-19 韓国の GDP と出願区分数

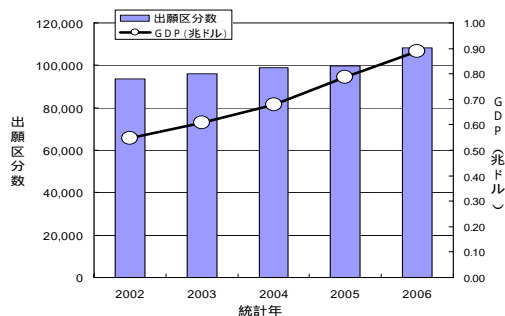


図 4-20 インドネシアの GDP と公告区分数

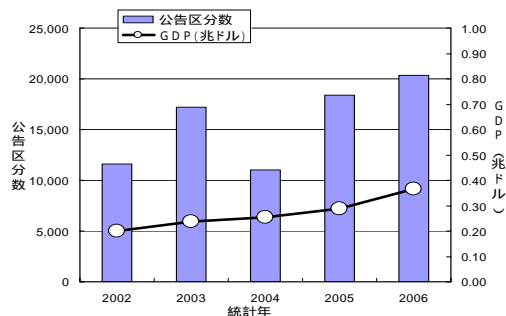


図 4-21 タイの GDP と公告区分数

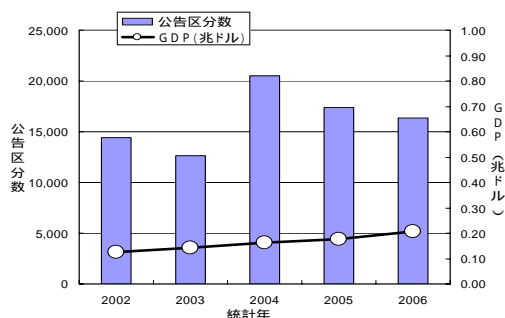


図 4-22 台湾の GDP と公告区分数

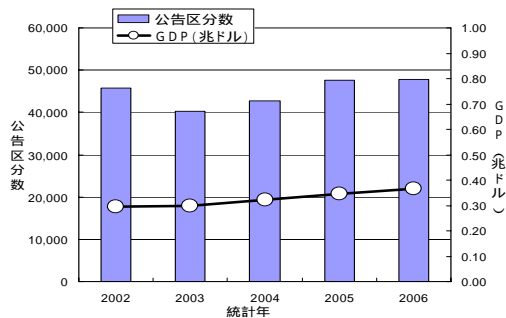


図 4-23 ベトナムの GDP と公告区分数

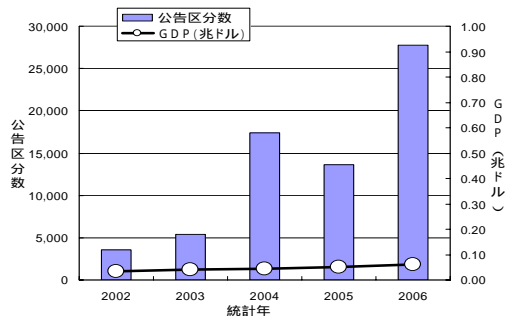


図 4-24 香港の GDP と公告区分数

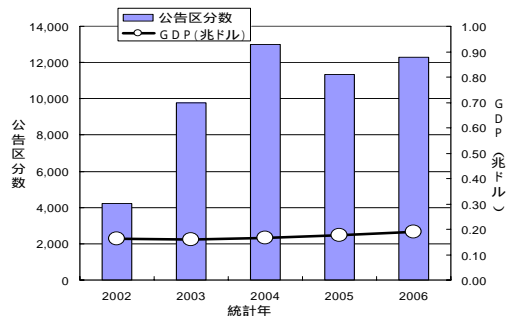
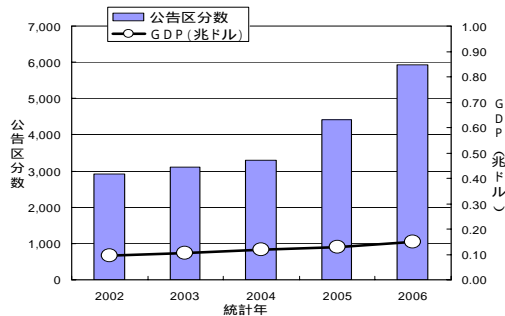


図 4-25 マレーシアの GDP と公告区分数



第5章 グローバル企業の商標出願動向

2002年から2006年までに日本、米国、韓国、中国、イギリス、フランス、ドイツ、スイス、イタリア、インド、インドネシア、タイ、台湾、ブラジル、ベトナム、香港、マレーシア、ロシア各国・地域へ出願、公告、登録し、それらの国・地域の出願、公告、登録上位100社に含まれる国・地域数の合計が4つ以上ある企業を選出した。

グローバル企業の出願人国籍と出願先国・機関の出願・公告・登録件数の相関図を図5-1に示し、グローバル企業の出願人国籍別社数を表5-1に示している。相関図は、自国への出願を100として、他国への出願・公告・登録件数の相対的な大きさを表している。

イギリス、フランス、スイスのグローバル企業は、米国への出願が自国よりも多い。特にフランスのグローバル企業は、米国、ブラジルで自国よりも多く出願・公告がされ、CTM出願も多くおこなわれている。日本のグローバル企業は、自国出願が多く、他国での出願・公告・件数が相対的に小さくなっている。自国以外では、台湾、中国、米国の順に多いが、最も多い台湾でも14%と自国に比べて少ない。

図5-1 グローバル企業の出願人国籍別出願状況

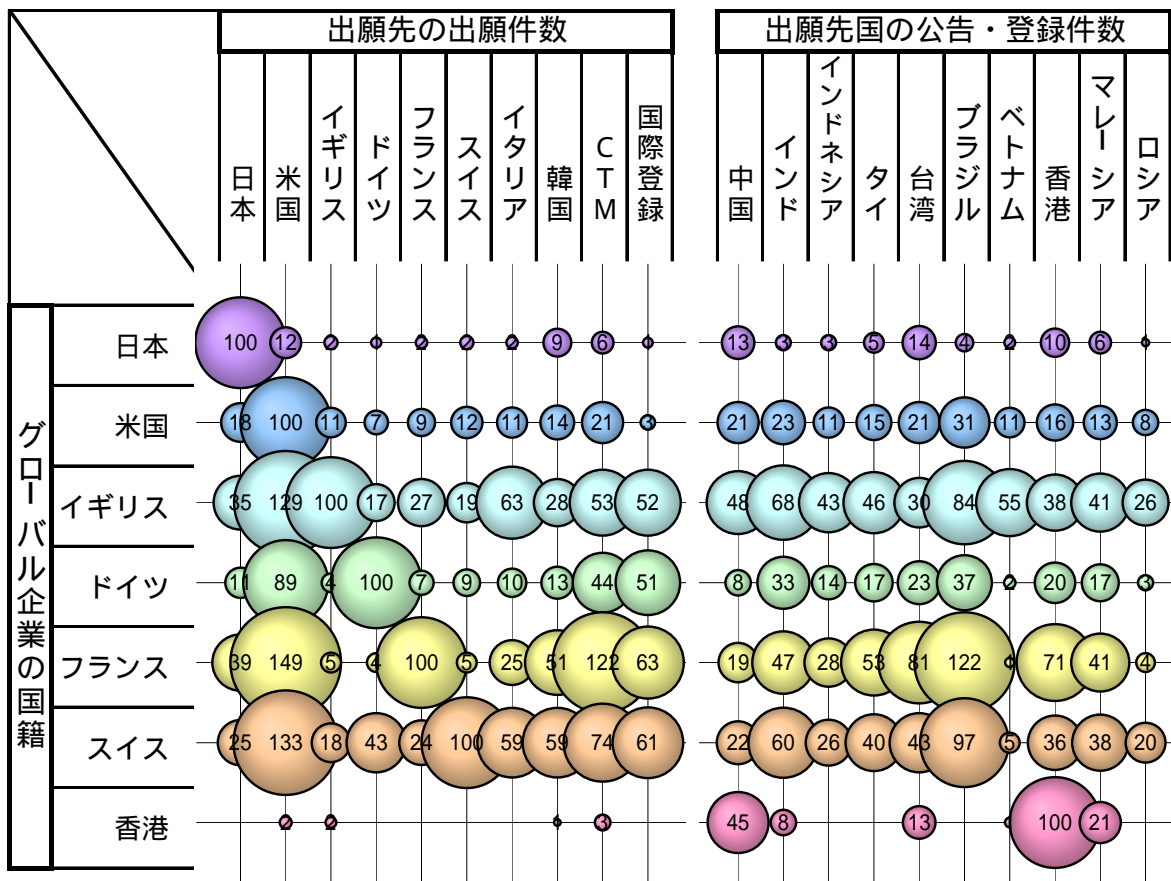


表5-1 グローバル企業の出願人国籍別社数

国籍	日本	米国	イギリス	ドイツ	フランス	スイス	香港	オランダ	リヒテンシュタイン
国・地域数	14	20	5	7	2	5	1	1	2

第6章 総合分析

第1節 これまでのまとめ

1. 商標出願、公告、登録動向

調査対象国・機関・地域における 2002 年から 2006 年までの商標出願動向における出願件数・出願区分数の調査・分析から、おおむね出願件数と出願区分数の増加が見受けられた。

特に中国においては、ここ数年、出願件数の急激な増加が続いており、これに伴い中国における出願から登録までの所要日数についても 900 日に迫る勢いで長期化している。中国への出願のほとんどは中国国籍の出願人からであったが、日米欧中韓間の出願状況でも米国、欧州、日本からの中国への出願が特に目立った。他方、中国から他国への出願はあまり行われていなかった。

こうした他国からの出願件数の急激な伸びは、中国のみならず経済発展の著しい国として知られる BRICs (ブラジル、ロシア、インド、中国) 及びアジア諸国全般において見られた。

日米欧中韓全体でも年間出願件数は 2002 年の 1,051,635 件に対して 2006 年では 1,572,683 件と 1.5 倍の増加傾向にあった。また、米国国籍の出願人が特に積極的に欧州へ出願していることが目立った。

欧州各国への出願については、ほとんどの調査対象国・地域から、直接出願及び国際登録出願よりも CTM 出願を積極的に活用していた。また、マドリッド協定又はマドリッド協定議定書加盟国に対しては、我が国からは直接出願、CTM 出願が多いが、欧州諸国からは特に日本、韓国、ロシア、ベトナムに対して国際商標出願が利用されていることが明らかとなった。

2. 商標制度の影響

商標出願動向に影響を与える可能性が大きいと考えられる商標制度と商標出願動向の関係を調査した。「一出願多区分制度と一出願一区分制度」及び「使用主義と登録主義」の制度の相違が商標出願動向に直接的な影響を与える要因とは判断できなかった。「マドリッド協定又はマドリッド協定議定書加盟国」及び「EU 加盟国」であるか否かが商標出願動向に与える影響についても同様に、直接的な影響を与える要因とは判断出来なかった。

3. 経済・産業の影響

商標出願動向に影響を与える可能性が大きいと考えられる経済・産業状況と商標出願動向の関係を調査した。経済動向の指標として GDP を取り上げ、調査対象国・地域の出願区分数との関係を調査したところ、全般的に GDP と出願区分数の推移が概ね連動しており、多くの国・地域において共に増加している傾向が認められた。たとえば、米国の GDP は他国に比べて最も高く増加し続けているが、これに応じて出願区分数についても継続的に増加する傾向が見られた。他方、日本の GDP は 2004 年をピークに減少傾向にあるためか、出願区分数は足踏み状態であった。GDP が軒並み急激に増加している BRICs 及び GDP 実質成長率の高いアジア諸国においては、ほとんどの国において、出願件数又は公告区分数との関連が認められた。また、輸出額と他国への出願・公告区分数については、調査対象国・地域

により異なり、明らかな相関関係は認められなかった。

4．グローバル企業の動向

海外に積極的に商標出願をしている企業は、日本、米国、欧州諸国を国籍とする企業が多かった。それらの企業の商標出願状況の傾向としては、自国を中心として他国・地域・機関にも万遍なく出願する企業（タイプ 1）、平均的に自国・他国・地域・機関に万遍なく出願をする企業（タイプ 2）、出願する国・地域・機関を限定している企業（タイプ 3）に分かれた。日本や米国の企業はタイプ 1 と 3 に分類される企業が多く、欧州の企業はタイプ 2 と 3 に分類される企業が多かった。日本や米国の企業は、自国での事業展開を固めてから、海外展開を絞り込んでいると思慮される。

5．関連分析

上記から、調査対象国・地域・機関においては、おおむね出願・公告件数と出願・公告区分数の増加が見受けられたところ、出願・公告区分数の増加には経済・産業状況、特に GDP との関連が認められた。

我が国の出願区分数は近年の経済状況の影響により足踏み状態であるが、米国を代表とする欧米各国等の経済状況は比較的好調であり、それと歩調を合わせ、出願区分数の増加が認められる。また、経済発展が近年著しい BRICs や経済成長の続くアジア諸国のほとんどの国・地域で出願件数又は公告区分数の増加が認められる。

中国に着目すると、中国へは米国、日本、欧州からの出願件数も比較的多いが、中国国籍を出願人とする出願件数が中国における政策的な市場化推進と考えられる影響で顕著に増加しており、その影響により出願から登録までの期間がここ数年で急激に長期化している。さらに、米国、日本、欧州からの中国への出願に着目すると、今回調査対象となったグローバル企業からの出願件数割合はそれほど多くはないことから、中国を市場とした商品・サービス（役務）展開を行う企業は大規模グローバル企業に限られず、幅広い企業が事業展開を図っていることが推測される。

この他、近年経済成長が著しい BRICs 全般及びアジア諸国の出願・公告区分数において、他国国籍の出願の比率が近年著しく増加していることから、GDP 実質成長率と商標出願動向とは関連性があるものと考えられる。

米国では GDP の増加と出願区分数の継続的な増加が特徴的である。2006 年の他国（日本、欧州諸国、中国、韓国、ロシア等）から米国への出願については、直接出願の方が多く、国際商標出願は 4 割程度以下の利用に止まっている。2003 年 11 月にマドリッド協定議定書に加盟して間もないことが影響していると考えられる。

欧州諸国でも経済状況は比較的好調であり、出願区分数の増加が認められる。欧州諸国では直接出願のほか、CTM の利用及び国際登録出願が可能であるが、ほとんどの調査対象国・地域の出願人が CTM 出願を積極的に活用しており、特に欧州連合（EU）加盟国からの CTM 出願が非常に多い傾向がみられる。

さらに、日米欧中韓においては米国国籍の出願人が特に積極的に欧州へ出願していたが、今回調査対象とした米国のグローバル企業の欧州への出願件数割合はそれほど多くはなかったため、欧州をターゲットとする米国企業は必ずしも大規模グローバル企業とは限られないことがうかがえる。

第2節 調査対象国・地域への商標登録出願戦略

企業の商標には営業商標と商品・サービス（役務）の個別商標があり、日本の企業がさらにグローバル化を進めるにあたり、将来の事業展開との関係に応じた商品の指定の仕方など、企業のポリシーや営業政策を考慮した海外出願戦略が必要となる。また、海外における商標出願にあたり相手国へ直接出願するか、適用できる場合、CTM 出願又は国際登録出願の制度を利用するか、という選択も重要である。出願にあたって特に考慮すべきと考えられる点について、中国、中国以外の BRICs 及びアジア諸国、欧米諸国に分けて整理した。

1．中国

中国においては、米国、日本、欧州からの出願件数の増加に加えて、中国国籍を出願人とする出願件数も急激に増加しており、これに伴い直接出願についての出願から登録に至るまでの所要日数は 900 日に迫る勢いで年々増加する傾向にある。他方、グローバル活動を推進する日本の企業にとって中国市場は欠かせないものであり、商品の販売やサービスの提供を新たに始める場合に、それらに使用する商標の登録が必要であることは明らかである。

今後、日本企業から中国への商標出願はますます増加するものと考えられるが、出願に関しては、出願から権利化まで長期間要することに充分留意すべきである。また、中国では審査処理促進のため、相対的な拒絶理由の審査について廃止することを含めた商標法改正の検討しており²、その状況にも留意する必要がある。

2．中国以外の BRICs 及びアジア諸国

BRICs のうちブラジル、ロシア、インド及びアジア諸国のうち韓国、インドネシア、タイ、台湾、ベトナム、香港、マレーシアの GDP は近年増加傾向にあり、我が国の企業にとってもこれらの国における市場は魅力的なものとなっており、これらの国への他国からの商標出願件数も近年著しく増加しているところである。2006 年に欧州諸国からマドリッド協定議定書加盟国のロシア、韓国、ベトナムへ行われた出願については、直接出願より国際登録出願を重視する傾向がある。他方、我が国の企業がこれらの国へ商標の出願を行う際には、現在は国際登録出願よりも直接出願が多い。

国際登録出願には英語で記載した一度の出願で複数の国・地域で権利取得が可能であり、我が国企業の国際的経済活動に伴うコストの低廉化が可能となるという利点もある。また、2006 年 7 月から国際登録出願が可能となったベトナムのように、マドリッド協定議定書加盟国が増加することにより、国際登録出願を利用しやすい状況が生まれつつあり、選択肢の一つとして挙げて良いのではないかと考えられる。

なお、調査対象国・地域ではないものの、ベトナムにおいて効力を生じた 2006 年 7 月から現在までに 5 カ国（オマーン、サンマリノ、アゼルバイジャン、ウズベキスタン、ボツワナ）が同議定書に加盟しており、出願する際には最新の情報を確認すべきである。

また、インド、ロシアについては、商標公告件数が年によって大きくことなることから、出願する年によって権利化まで予想以上の期間がかかる可能性があることにも留意するべき

² 第6回商標三極会合・日中商標長官級会合（2006年10月）「とっきょ」平成19年11月・12月号（No.383）
特許庁総務課編集・発行

である。

3. 欧米諸国

EU加盟国は拡大する傾向にあり、2007年1月に2カ国増え、現在27カ国が加盟している。欧州諸国への出願については、海外の出願人は直接出願及び国際登録出願による欧州諸国の指定よりも、OHIMへのCTM出願を選択する現状にある。

本調査では国際登録出願によるCTM出願の現状は把握できなかったものの、我が国の企業が今後も欧州の市場で企業活動を継続又は拡大していくことを考慮すると、欧州で商標を保護するには、OHIMへのCTM出願のほか、国際登録出願によるCTM出願の選択肢があることを常に念頭におくことが必要と考えられる。

また、CTM出願の登録までの所要日数は近年500日程度に減少傾向にあり、2006年のイギリス、ドイツの直接出願の登録までの所要日数は300日未満である。

欧州へ出願を行う際にはEU加盟国であるか否か、各国・機関の商標制度のメリットや出願から登録までの所要日数の違いを考慮しつつ、直接出願、国際登録出願、CTM出願を必要に応じ使い分け、より確実に効率的な権利化を図っていく必要があることに留意すべきである。

また、米国については、GDPの安定した増加傾向の下、出願区分数の継続的な増加が特徴的である。2006年の他国から米国への出願状況においては、2003年11月にマドリッド協定議定書の効力が発生して間もないことが影響しているためか、国際商標登録出願よりも直接出願の方が多し。我が国の企業においても、2003年以前からの米国への直接出願の経験が蓄積されていることも考えられる。また、直接出願の出願から登録までの所要日数は若干長めであるものの減少傾向にあり、2006年に700日を切っている。

このことから、米国へ商標の出願を行う際には、直接出願、国際登録出願のいずれかの経験のある出願手段を選択しても問題がないのではないかと考えられる。

ただし、中国以外のBRICs及びアジア諸国の節で述べたとおり、最近マドリッド協定議定書加盟国が増加しており、米国への出願においても、国際登録出願を利用しやすい状況が広がりつつあるといえる。